

湯上市地域福祉計画 (第2期)

【案】

平成28年1月

湯上市

目 次

第1章：計画策定にあたって.....	1
1. 計画の概要.....	2
(1) 地域福祉計画とは.....	2
(2) 計画策定の背景.....	4
(3) 計画の位置づけ.....	7
(4) 計画の期間.....	8
2. 地域福祉計画の策定体制.....	9
(1) 地域福祉計画策定にあたっての留意点.....	9
(2) 策定体制.....	9
第2章：地域福祉を取り巻く湯上市の現状と課題.....	11
1. 湯上市の現状.....	12
(1) 人口等の動向.....	12
(2) 高齢者福祉に関わる状況.....	15
(3) 障がい者福祉に関わる状況.....	18
(4) 児童福祉に関わる状況.....	19
(5) 地域福祉に関わる状況.....	23
(6) 現況からみたポイント.....	25
2. アンケート調査結果のポイント.....	26
3. 地域福祉に関わる課題・ポイント.....	36
第3章：計画の基本方向.....	37
1. 計画の基本理念.....	38
(1) 基本理念.....	38
(2) 計画推進の視点.....	39
2. 計画の基本方針.....	40
(1) 基本方針.....	40
3. 計画推進の考え方.....	43
(1) 市民・地域・行政の役割.....	43
4. 施策体系.....	46
第4章：施策の展開.....	47
1. 地域福祉が推進される環境の整備.....	48

1-1：地域福祉への関心と理解を深める.....	48
1-2：地域福祉を支える担い手の育成.....	51
1-3：地域福祉を支えるネットワークの構築.....	56
2. 健康づくり、生きがいづくりの推進.....	60
2-1：健康づくりへの支援.....	60
2-2：生きがいづくりへの支援.....	65
3. 高齢期を支える総合的な支援の充実.....	67
3-1：高齢者が健やかに暮らすためのサービスの充実.....	67
3-2：介護保険事業の推進.....	72
4. 障がい者を支える総合的な支援の充実.....	74
4-1：在宅生活支援体制の充実.....	74
4-2：障がい者の社会参加の促進.....	76
5. 子育て支援の充実.....	77
5-1：子育て家庭への支援.....	77
5-2：要保護児童への支援.....	79
5-3：子どもたちの生きる力づくり.....	83
6. バリアフリーと安全・安心のまちづくりの推進.....	85
6-1：バリアフリーの推進.....	85
6-2：防災・防犯体制の充実.....	89
6-3：暮らしの安全・安心の確保.....	92
第5章：計画の推進体制.....	95
1. 計画の推進に向けて.....	96
2. 計画の周知.....	98
資料編.....	99
1. 地域福祉計画策定に伴う市民座談会の概要.....	100
（1）市民座談会の開催概要.....	100
（2）市民座談会での主な意見・要望等.....	101
2. 計画策定経過及び福祉諸計画検討委員会委員名簿.....	103
3. 用語集.....	105

（註：本文中の ※ 印がついている用語は、説明を巻末に掲載しています。）

第 1 章：計画策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 地域福祉計画とは

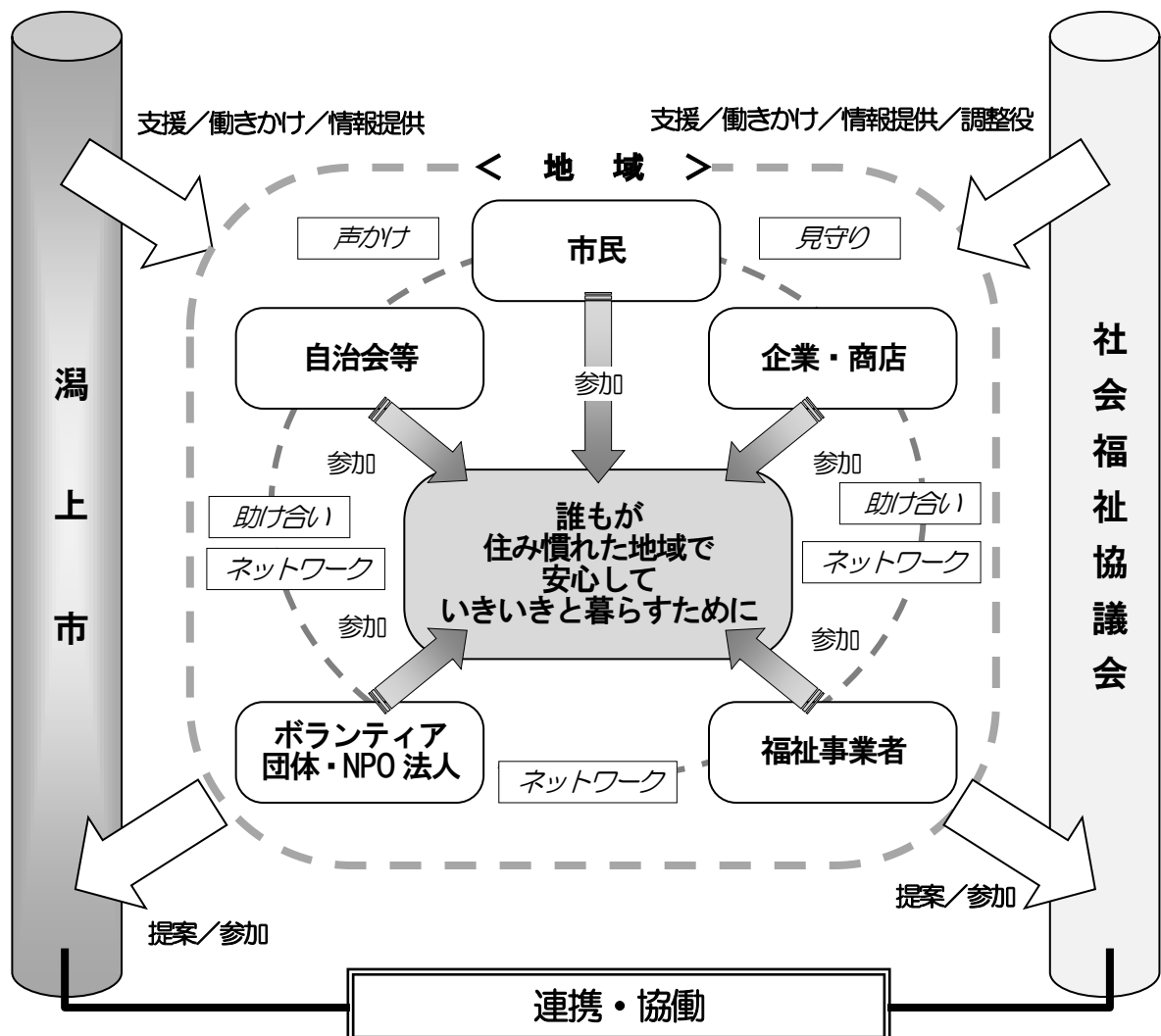
■地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるように、地域に関わるすべての人（市民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政）が主役となって行う地域づくりの取り組みです。

「地域福祉計画」とは、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめたものです。

市民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、市民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、さまざまな生活課題の解決を目指すのが地域福祉計画です。

【地域福祉の推進イメージ】



■パートナーシップ型福祉の推進

地域福祉の推進を図るためには、高齢者、障がい者、子どもと子育て家庭といった分野別の「行政による措置」だけではなく、これまでの福祉施策が想定していた範囲を超えた多種多様な福祉課題に柔軟に対応することが求められます。

そのためには、他人の生き方を尊重しつつ、住民相互の連帯によって支えられた市民一人ひとりの自発的な取り組みが活発に行われることが重要となります。

そこで、市民一人ひとりの自発的な取り組みに対して行政が積極的に支援を行う「パートナーシップ型の福祉」を推進することで、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる地域福祉の実現を目指します。

住民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働して取り組む

『パートナーシップ型の福祉』の推進・強化

■市民が主役となる地域福祉の推進

「パートナーシップ型の福祉」の推進のためには、まず、市民一人ひとりが福祉サービスなどの利用者、対象者というだけの立場から、地域福祉の主体へと立場をシフトしなければならないということについて、すべての市民に理解してもらうことが必要です。

地域福祉の推進に向けて、自ら課題を考え行動する市民の取り組み（自助）に対して、個人や地域の諸団体による相互の助け合いの取り組み（共助）と、それらの活動をサポートし、市民や諸団体の活動が行いやすい基盤や環境を整備する行政の取り組み（公助）があります。その自助・共助・公助の取り組みが個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、多様な地域の福祉課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。

立場に応じた役割を明確にし

市民が地域福祉の主役であるという意識を共有する

(2) 計画策定の背景

■生活課題の多様化

近年、個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどが社会問題化しています。

生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化しており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められています。

■社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革が行われ、これまでの「行政による措置」という考え方から、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと、社会福祉制度の転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中で、その人らしい暮らしができるような基盤を整備するという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する福祉政策が展開されました。

このように、社会福祉事業法制定(昭和 26 年)以来続いてきた「行政がサービスの種類と提供機関を決定する」福祉の仕組みは、これまでの社会福祉基礎構造改革により、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化しました。

■社会福祉法の成立

国の社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成 12 年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。

また、同法第 4 条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められ、同法第 107 条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（目 的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■地域福祉に関わる施策の総合化

社会福祉法にあるように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象別の縦割りに捉えたものではなく、これらを横断的に統合して推進していこうというものです。

地域福祉計画においては、市のさまざまな施策事業の中から、地域福祉に関わるものを抽出し、地域福祉の推進という点から改めて体系化し、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティア団体・NPO法人※、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、ともに取り組むための指針として取りまとめることになります。

■生活困窮者自立支援制度への対応

平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉施策との連携が求められています。

生活困窮者は、さまざまな課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが重要性を増しています。

さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

こうした新制度への対応における国の考え方を踏まえ、今後の地域福祉に取り組むことが求められます。

(3) 計画の位置づけ

■計画の位置づけ

本計画は、潟上市全体の市政運営の指針となる「第2次潟上市総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「潟上市老人福祉計画・潟上市介護保険事業計画（第6期）」、「潟上市障がい者計画（第2期）」、「潟上市第4期障害福祉計画」、「潟上市子ども・子育て支援事業計画」、「健康かたがみ21（第2期）」などとの取り組みの方向性を共有し、市民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉推進の観点から諸計画を横断的に結びつけるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

■社会福祉協議会との連携

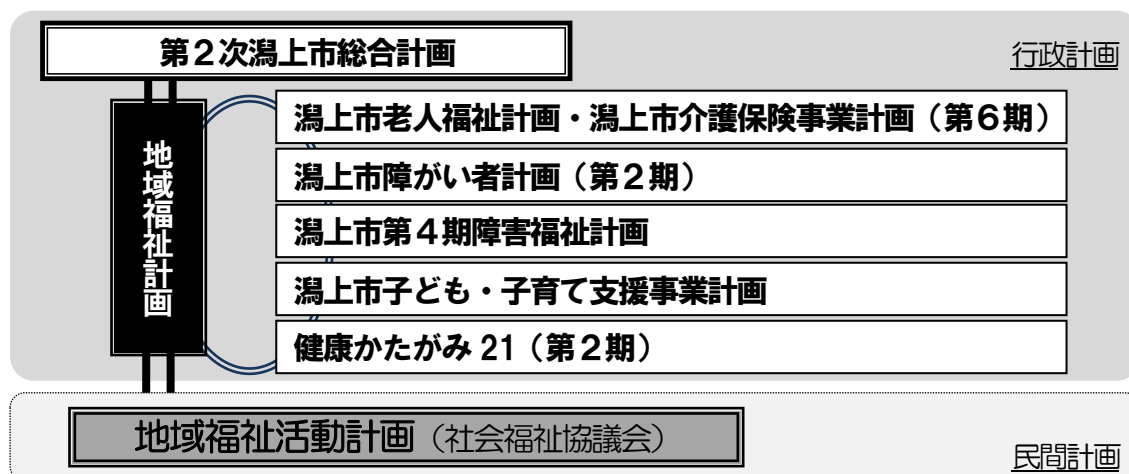
社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけが明確にされている民間団体です。

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ（ネットワーク化）調整役として、地域のさまざまなヒトやモノ、コトを結びつけることが期待されています。

行政計画である「地域福祉計画」は、本市の地域福祉の推進における今後の基本方向や取り組みの指針について整理したものであり、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて市民一人ひとりや地域で活動する諸団体が、具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、潟上市における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画を推進するものです。

【諸計画の関係】



(4) 計画の期間

本計画の期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

計 画 名 称		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
第 2 次潟上市総合計画			平成 28 年度～平成 37 年度 前期基本計画						
潟上市地域福祉計画（第 2 期）									
潟上市老人福祉計画 ・ 潟上市介護保険事業計画（第 6 期）			第 6 期			第 7 期			
潟上市障がい者計画（第 2 期）	平成 25 年度～ 第 2 期					第 3 期			
潟上市第 4 期障害福祉計画			第 4 期			第 5 期			
潟上市子ども・子育て支援事業計画							平成 32～36 年度		
健康かたがみ 21（第 2 期）	平成 25 年度～								

2. 地域福祉計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定にあたっての留意点

本計画の策定にあたっては、前回計画と同様に、以下の点に留意して取り組みました。

○市民の声を聴くプロセスの重視

計画の策定にあたっては、市民のニーズを十分に踏まえることが重要であり、地域福祉の推進の担い手となる市民の参加が不可欠です。そのため、アンケート調査や市民座談会などの機会を通して市民のニーズ把握に努めました。

○幅広い生活課題の解決

「福祉」を狭い範囲に考えず、防災・防犯、コミュニティの再生など、市民の生活に密接に関連する課題も含めた計画です。生活に関わるさまざまな課題について、従来は、子ども、高齢者、障がい者など対象別の縦割りに捉えがちでした。

今回の計画では、地域で暮らす生活者の視点で福祉を幅広く総合的に捉え直し、地域のつながりの中で解決することを大切に考えています。

○地域の実情に応じた取り組みのきっかけとなる計画

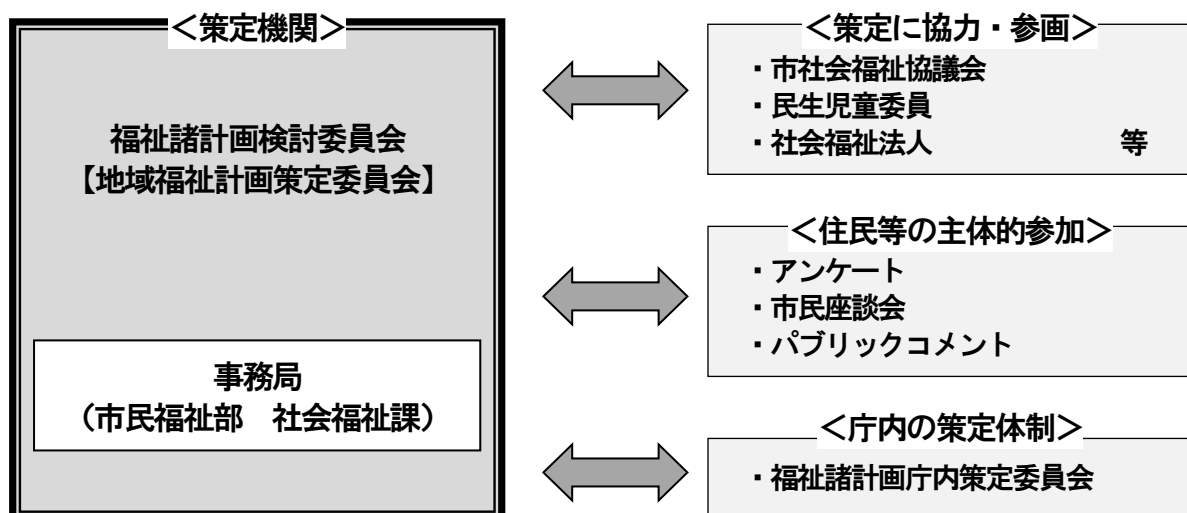
計画の策定は、ゴールではなくスタートです。目標を実現させるための取り組み内容は、一律の固定的なものではありません。地域の実情に応じ、地域ごとに工夫した取り組みを進めるきっかけとなるための計画です。

○地域の個性を生かした地域ごとに推進する活動の支援

行政は地域福祉の推進にあたり、市内全域で一律に取り組むのではなく、地域の個性を生かして地域ごとに推進する活動を支援します。

(2) 策定体制

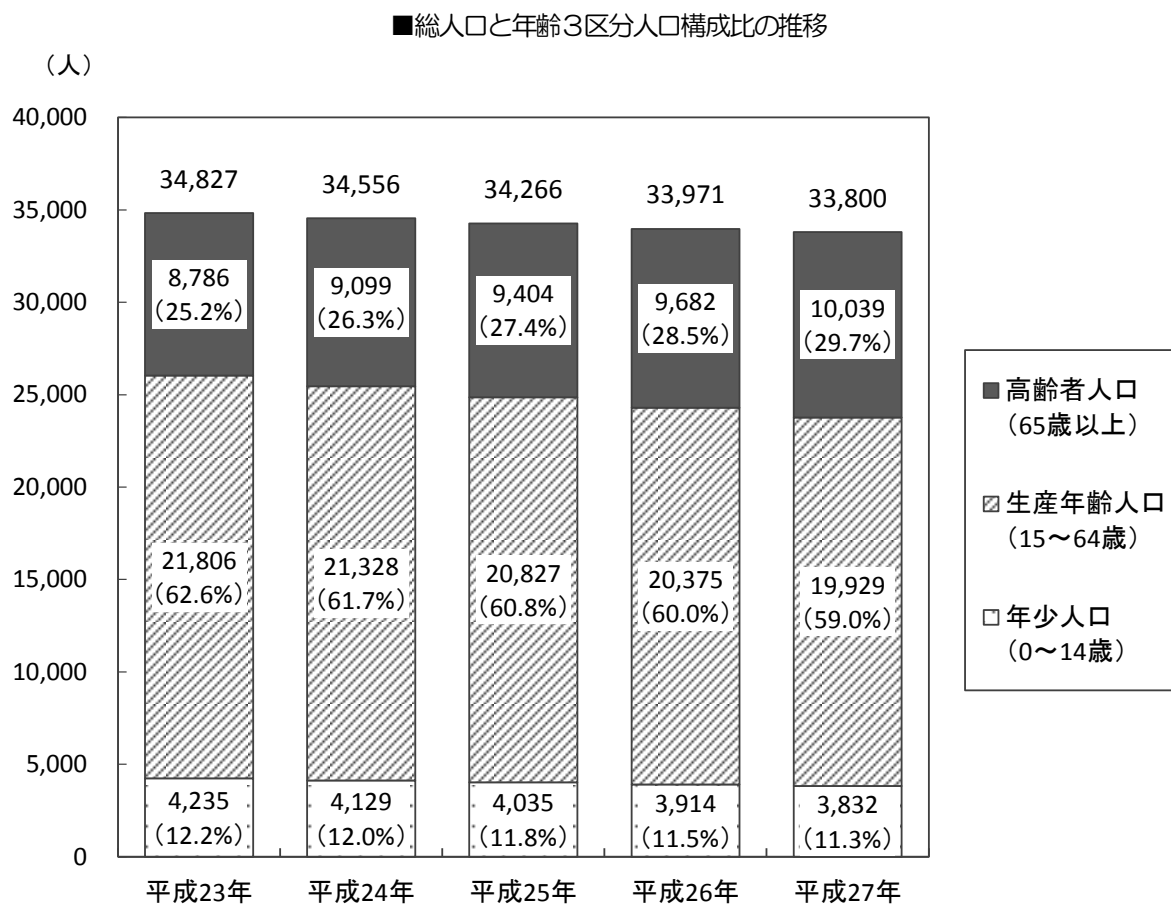
計画策定は、福祉諸計画検討委員会を組織し、市民各層の幅広い協力・参画を踏まえて行いました。



第2章：地域福祉を取り巻く潟上市の現状と課題

1. 潟上市の現状

(1) 人口等の動向

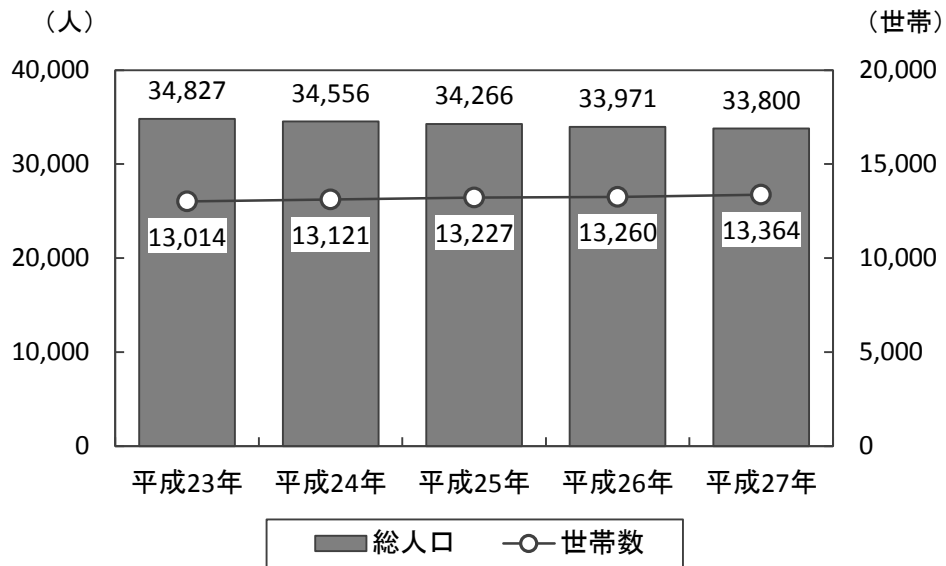


(各年3月31日現在)
 資料：住民基本台帳、() 内は総人口に占める構成比

平成 23 年から平成 27 年までの人口の推移をみると、平成 27 年の総人口は 33,800 人と平成 23 年に比べ、1,027 人の減少となっています。

年齢 3 区分別の状況をみると、年少人口と生産年齢人口はともに減少傾向にあり、高齢者人口は増加傾向を示しています。

■総人口と総世帯数の推移



(各年3月31日現在)
資料：住民基本台帳

■1世帯あたりの人口の推移

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
1世帯あたりの人口	2.68	2.63	2.59	2.56	2.53

(各年3月31日現在)
資料：住民基本台帳

■高齢者世帯の推移

(単位：世帯、%)

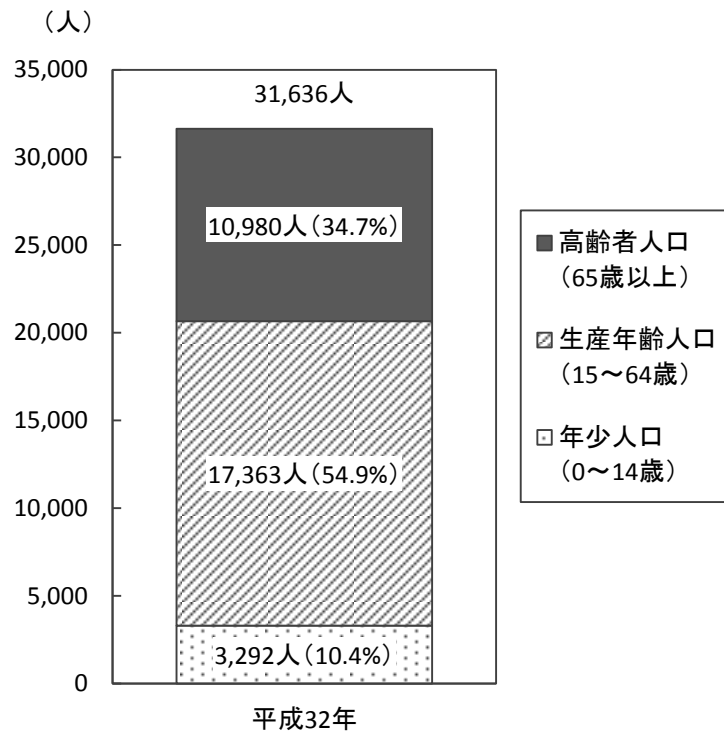
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
総 世 帯 数	13,014 (100)	13,121 (100)	13,227 (100)	13,260 (100)	13,364 (100)
高齢者のいる世帯数	6,872 (52.8)	6,466 (49.3)	6,646 (50.2)	6,841 (51.6)	7,073 (52.9)
高 齢 者 単 身	690 (5.3)	697 (5.3)	710 (5.4)	742 (5.6)	764 (5.7)
高齢者夫婦のみ	523 (4.0)	509 (3.9)	465 (3.5)	447 (3.4)	435 (3.3)
そ の 他 の 世 帯	5,659 (43.5)	5,260 (40.1)	5,471 (41.4)	5,652 (42.6)	5,874 (44.0)

(各年3月31日現在)
資料：住民基本台帳、()内は総世帯数に占める構成比

平成 23 年から平成 27 年までの総人口と総世帯数の推移をみると、総人口は減少傾向にあるものの、総世帯数はやや増加傾向にあり、1 世帯あたり人口は平成 23 年の 2.68 人から平成 27 年には 2.53 人に減少し、核家族化が一層進行しているものと思われます。

高齢者のいる世帯も平成 24 年以降増加しており、高齢者単身世帯もわずかながら年々増加しています。

■人口の将来展望（年齢3区分別人口及び比率）



資料：潟上市人口ビジョン

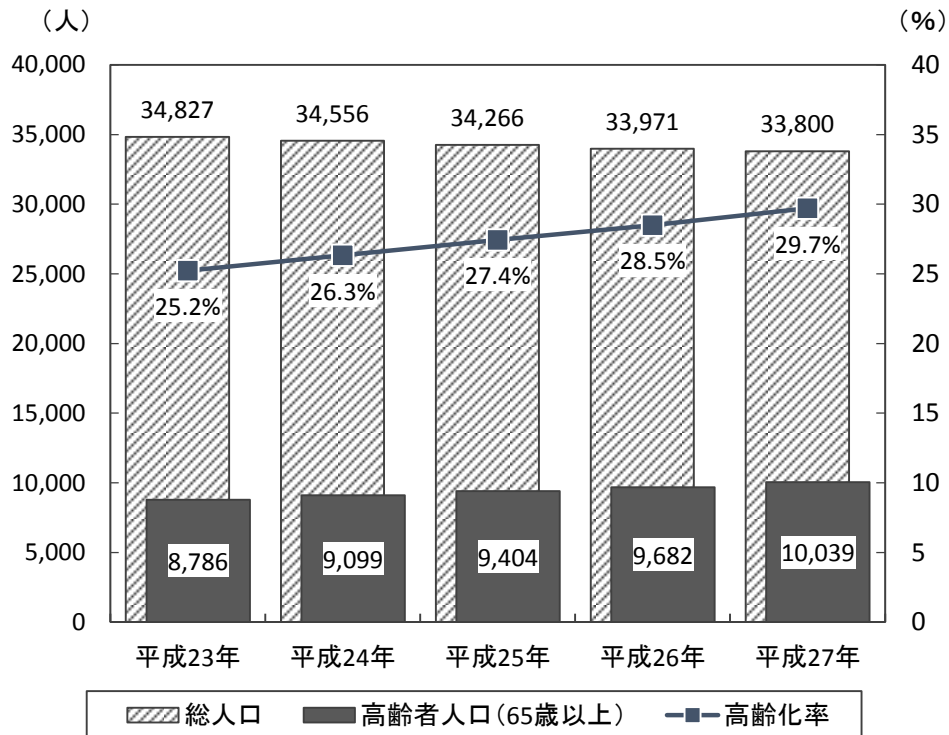
※人口ビジョンにおける人口の将来推計値、その他比率等の端数については、グラフ、表の内、数の見かけ上の和と合計数が一致しない場合があります。

潟上市人口ビジョンにおいて、本計画の最終年度である平成 32 年の総人口は 31,636 人と推計されています。

高齢化率は、34.7%と平成 27 年時点よりも5ポイント上昇し、年少人口は 10.4%、生産年齢人口は 54.9%と推計されています。

(2) 高齢者福祉に関わる状況

■高齢者人口と高齢化率の推移



(各年3月31日現在)

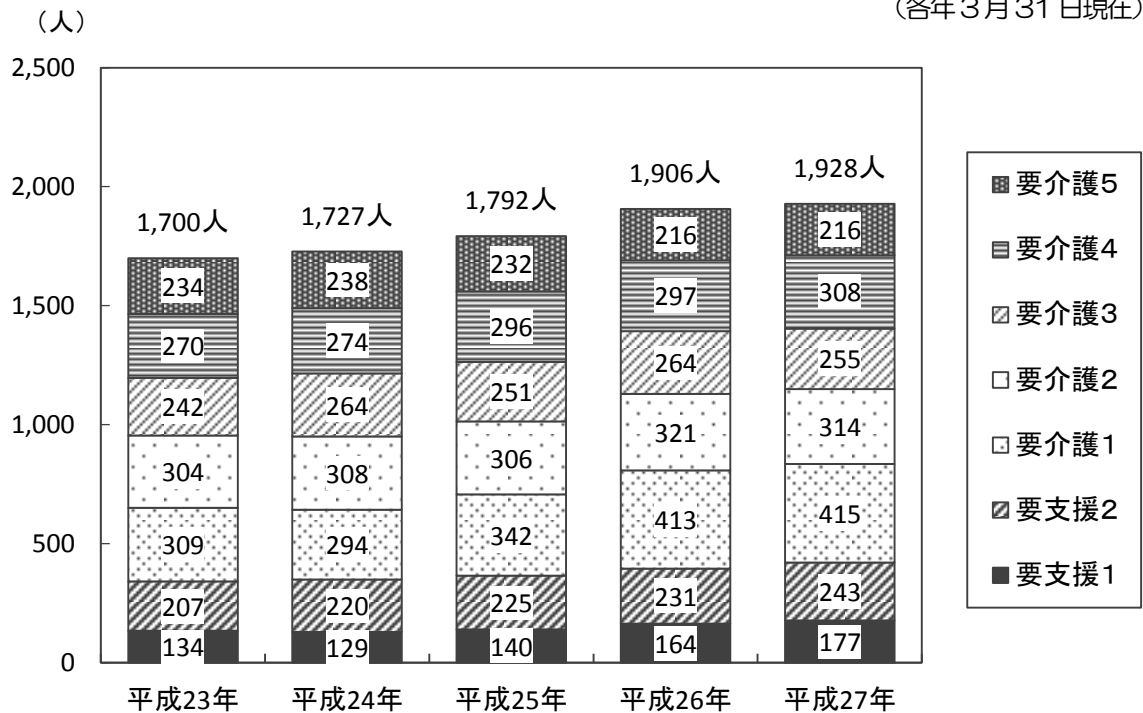
高齢者人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあるものの、65歳以上の高齢者人口は平成23年以降増加傾向にあり、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）も平成23年の25.2%から、平成27年には29.7%と総人口の3割近くを占めるまで増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

(単位：人、％)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
要 支 援 1	134 (7.9)	129 (7.5)	140 (7.8)	164 (8.6)	177 (9.2)
要 支 援 2	207 (12.2)	220 (12.7)	225 (12.6)	231 (12.1)	243 (12.6)
要 介 護 1	309 (18.2)	294 (17.0)	342 (19.1)	413 (21.7)	415 (21.5)
要 介 護 2	304 (17.9)	308 (17.8)	306 (17.1)	321 (16.8)	314 (16.3)
要 介 護 3	242 (14.2)	264 (15.3)	251 (14.0)	264 (13.9)	255 (13.2)
要 介 護 4	270 (15.9)	274 (15.9)	296 (16.5)	297 (15.6)	308 (16.0)
要 介 護 5	234 (13.7)	238 (13.8)	232 (12.9)	216 (11.3)	216 (11.2)
合 計	1,700	1,727	1,792	1,906	1,928

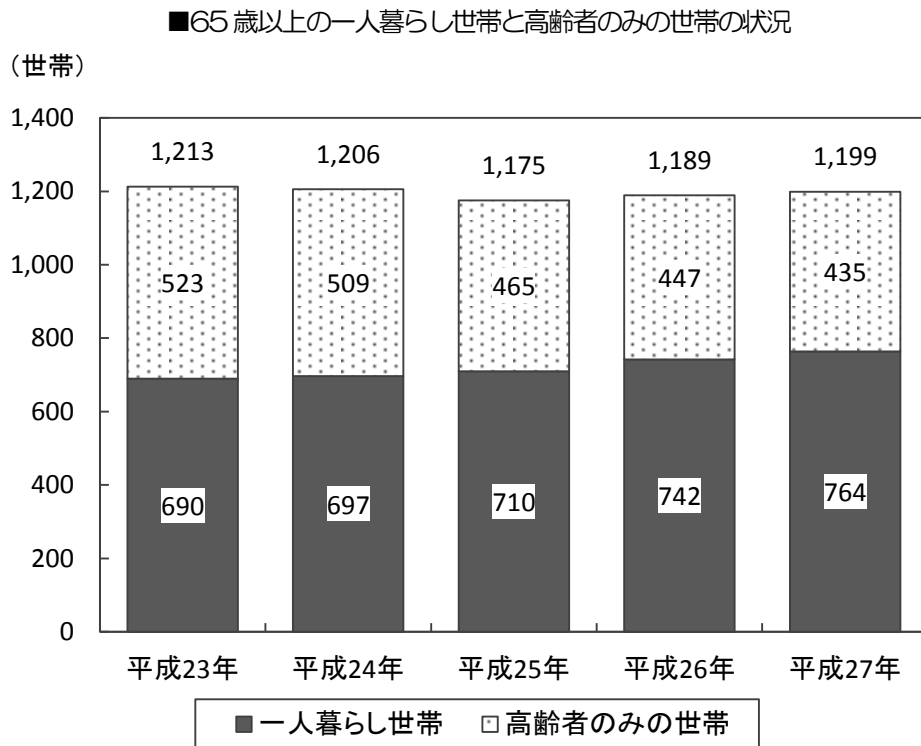
() 内は合計に占める構成比
(各年3月31日現在)



(各年3月31日現在)

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者数(合計)は平成 23 年の 1,700 人から平成 27 年には 1,928 人と 228 人の増加となっています。

要介護度の内訳をみると、要介護 1 の増加傾向が顕著となっています。



(各年3月31日現在)

高齢者の一人暮らし世帯と高齢者のみの世帯の状況をみると、一人暮らしを含む高齢者のみの世帯の世帯数は、1,200 世帯前後で大きな変化はありませんが、高齢者の一人暮らし世帯は平成 23 年の 690 世帯から平成 27 年には 764 世帯と 74 世帯の増加となっているのに対し、高齢者のみの世帯は平成 23 年に比べ、平成 27 年には 88 世帯減少し、435 世帯となっています。

高齢者のみの世帯の状況としては、高齢者の一人暮らし世帯の増加傾向が顕著となっています。

(3) 障がい者福祉に関わる状況

■身体障がい者（児） 身体障害者手帳の推移

(単位：人)

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
障害等級別	1 級	540	540	521	455	507
	2 級	292	297	288	308	264
	3 級	295	298	310	337	338
	4 級	319	329	321	346	332
	5 級	84	79	81	82	86
	6 級	91	94	92	93	90
計		1,621	1,637	1,613	1,621	1,617

(各年3月31日現在)

■知的障がい者（児） 療育手帳所持者の推移

(単位：人)

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
障害程度別	A（重 度）	117	129	128	128	126
	B（中・軽度）	117	109	105	110	113
計		234	238	233	238	239

(各年3月31日現在)

■精神障がい者（児） 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人)

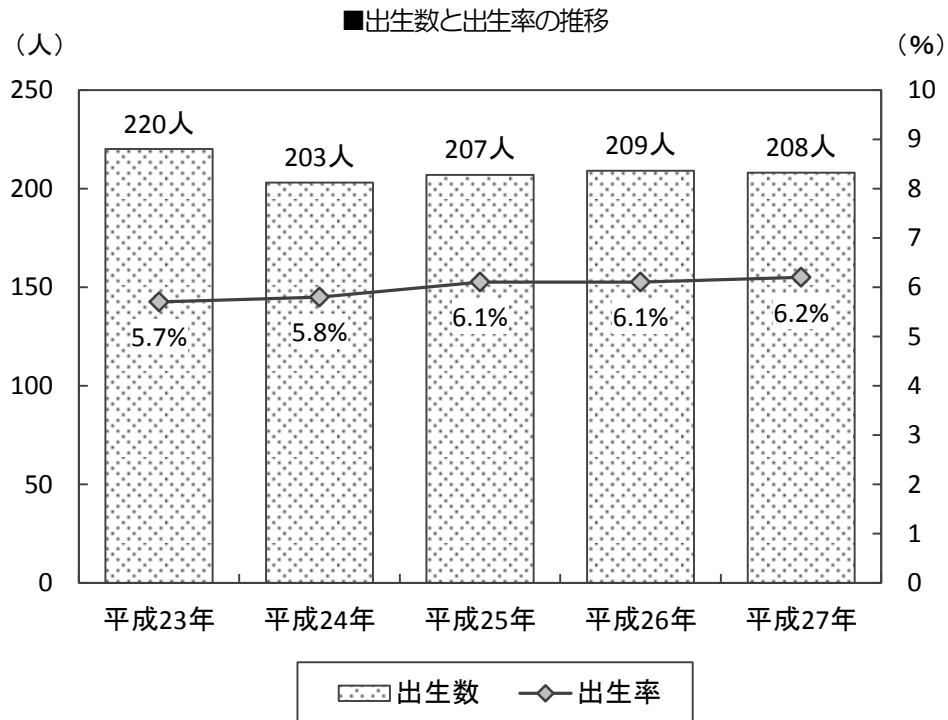
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
障害等級別	1 級	25	33	38	52	61
	2 級	85	88	93	90	93
	3 級	28	28	33	35	37
計		138	149	164	177	191

(各年3月31日現在)

障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は 1,620 人前後で、療育手帳所持者数は 240 人程度でほぼ一定となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 23 年の 138 人から平成 27 年には 191 人と、53 人の増加となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者では、1 級、2 級は減少傾向にあるものの、3 級は増加傾向にあります。療育手帳所持者では A（重度）の占める割合がやや高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では 1 級の増加が顕著となっています。

(4) 児童福祉に関わる状況



(各年3月31日現在)
資料：厚労省「人口動態統計」より

■保育所の状況

(単位：人)

	入所定員	児童数				
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
二田保育園	110	106	114	105	96	95
湖岸保育園	110	101	87	78	70	55
追分保育園	200	164	152	142	154	158
昭和東保育園	60	28	25	26	18	15
昭和西保育園	60	46	36	36	27	27
市外保育園	—	8	7	8	6	7
計	540	453	421	395	371	357

(各年4月1日現在)

出生数と出生率の推移をみると、平成23年は出生数が220人とやや多かったものの、平成24年以降は毎年200人台の出生数となっています。出生率については、平成23年以降わずかながら上昇しており、平成27年には6.2%となっています。

保育所の状況をみると、入所定員540人（市外除く）に対して、入所児童数は減少傾向にあり、平成27年の入所児童数は350人（市外除く）となっています。

■認定こども園の状況

(単位：人)

	入所定員	児童数				
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
出 戸 こ ど も 園	150	—	117	136	146	150
昭 和 中 央 保 育 園	150	106	93	91	92	92
若 竹 幼 児 教 育 セ ン タ ー	200	116	122	124	120	112
追分幼稚園附属追分ベビー園	240	66	71	54	65	49
市 外 認 定 こ ど も 園	—	0	0	0	0	7
計	740	288	403	405	423	410

(各年4月1日現在)

認定こども園の入所定員は 740 人（市外除く）で、平成 23 年以降入所児童数は増加傾向にあり、平成 27 年の入所児童数は 403 人（市外認定こども園除く）となっています。

■待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
待 機 児 童 数	0	0	0	16	17

(各年4月1日現在)

待機児童数の推移をみると、平成 23 年から平成 25 年には 0 人でしたが、平成 26 年には 16 人、平成 27 年には 17 人となっています。

待機児童の内訳は、2 歳以下の子どもとなっています。

■幼稚園の状況

(単位：人)

	入所定員	児童数				
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
天 王 幼 稚 園	180	122	116	107	98	91
市 外 幼 稚 園	—	5	3	3	4	1
計	180	127	119	110	102	92

(各年4月1日現在)

幼稚園の状況をみると、入所定員は 180 人（市外除く）で、利用児童数は減少傾向にあり、平成 27 年の利用児童数は 91 人（市外除く）と利用定員の半分程度となっています。

■小学校（児童数、箇所数）の状況

（単位：箇所、人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
箇 所 数	7	6	6	6	6
児 童 数	1,822	1,762	1,712	1,645	1,636

（各年5月1日現在）

小学校の状況をみると、平成 24 年以降箇所数は6か所で、児童数は年々減少し、平成 27 年には 1,636 人となっています。

■児童クラブ（利用者数、箇所数）の状況

（単位：箇所、人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
箇 所 数	8	8	8	8	8
利 用 者 数	282	274	305	327	361

（各年5月1日現在）

児童クラブの箇所数は平成 23 年以降8か所で変わりませんが、利用者数は平成 23 年の 282 人から平成 27 年には 361 人と、79 人の増加となっています。

■中学校（生徒数、箇所数）の状況

（単位：箇所、人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
箇 所 数	3	3	3	3	3
生 徒 数	993	961	956	933	892

（各年5月1日現在）

中学校数は3箇所で変わりませんが、生徒数は減少傾向にあり、平成 27 年には、平成 23 年よりも 101 人減少し、892 人となっています。

■ひとり親世帯（母子・父子）の状況

（単位：人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
母 子 世 帯 数	471	482	489	481	483
死 別	34	35	37	31	32
離 婚	414	424	429	426	424
遺 棄	3	3	3	2	3
未 婚	17	17	18	19	20
そ の 他	3	3	2	3	4
父 子 世 帯 数	84	82	83	90	83
死 別	9	10	8	7	5
離 婚	64	65	68	75	72
遺 棄	2	0	0	0	0
未 婚	2	2	1	1	1
そ の 他	7	5	6	7	5
計	555	564	572	571	566

（各年3月31日現在）

多少の増減はあるものの、母子世帯数は 480 世帯前後で推移し、父子世帯数は 80 世帯台で推移しています。

■児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給状況

（単位：人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
児 童 扶 養 手 当	435	441	436	444	465
特 別 児 童 扶 養 手 当	85	85	87	89	86

（各年3月31日現在）

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給状況をみると、児童扶養手当は多少の増減はあるものの、全般的にはやや増加傾向にあり、平成 27 年には 465 人と平成 23 年よりも 30 人の増加となっています。

特別児童扶養手当については、85 人から 89 人程で推移しています。

(5) 地域福祉に関わる状況

■民生委員・児童委員の状況

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
天王地区					
民生委員	45	44	45	43	43
児童委員	2	3	2	3	3
小計	47	47	47	46	46
昭和地区					
民生委員	22	23	23	21	22
児童委員	2	2	2	1	2
小計	24	25	25	22	24
飯田川地区					
民生委員	13	13	13	13	13
児童委員	2	2	2	2	2
小計	15	15	15	15	15
合計	80	80	81	77	78
	6	7	6	6	7
	86	87	87	83	85

(各年3月31日現在)

地域福祉に関わる民生委員・児童委員の状況をみると、民生委員と児童委員の合計は、天王地区で 46 人から 47 人、昭和地区で 22 人から 25 人、飯田川地区で 15 人となっており、全体では、民生委員が 77 人から 81 人、児童委員が 6 人から 7 人となっています。

■民生委員・児童委員分野別相談、支援件数の状況

(単位：件)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
在宅福祉	145	109	79	238	139
介護保険	60	33	39	58	46
健康保健医療	92	72	74	81	45
子育て母子保健	22	24	46	26	26
子どもの地域生活	100	47	52	45	42
子どもの教育・学校生活	116	141	128	84	74
生活費	60	56	45	43	35
年金・保険	10	3	6	1	10
仕事	16	5	2	3	9
家族関係	55	30	44	26	26
住居	24	29	27	10	31
生活環境	121	56	63	105	81
日常的な支援	359	680	690	607	652
その他	584	654	589	543	598
計	1,764	1,939	1,884	1,870	1,814

(各年3月31日現在)

■民生委員・児童委員分野別相談、支援件数の状況

(単位：件)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
高 齢 者 に 関 す る こ と	954	1,237	1,094	1,169	1,078
障 が い 者 に 関 す る こ と	97	74	76	106	124
子 ど も に 関 す る こ と	273	215	232	155	138
そ の 他	440	413	482	440	474
計	1,764	1,939	1,884	1,870	1,814

(各年 3 月 31 日現在)

■民生委員・児童委員訪問の状況

(単位：件)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
訪 問 ・ 連 絡 活 動	6,907	6,835	7,781	7,065	7,724
そ の 他	3,487	3,134	4,098	3,384	3,493
計	10,394	9,969	11,879	10,449	11,217

(各年 3 月 31 日現在)

■民生委員・児童委員活動の状況

(単位：件)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
活 動 日 数	9,820	10,008	10,147	9,709	9,911

(各年 3 月 31 日現在)

民生委員・児童委員の活動状況をみると、相談・支援の内訳は日常的な支援が最も多く、ついで在宅福祉に関することが多くなっています。対象としては高齢者に関することが最も多くなっています。

また、訪問・連絡活動の件数は、平成 25 年度から 7,000 件を超えています。

■生活保護受給の推移

(単位：世帯、人、‰)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
世 帯 数	385	396	400	410	412
人 員	551	578	576	600	586
保 護 率	(15.8)	(16.7)	(16.9)	(17.7)	(17.7)

(各年 3 月 31 日現在)

※ ‰ (パーミル) とは、1/1000 を 1 とする単位

生活保護の状況をみると、受給世帯数は年々増加し、平成 27 年には 412 世帯と、平成 23 年に比べ 27 世帯の増加となっています。

(6) 現況からみたポイント

- 総人口は、緩やかに減少。
- 高齢者人口は、増加するのに対して、年少人口、生産年齢人口は減少。

⇒高齢化率が約3割という超高齢社会※を迎えていますが、高齢者を支える若年層が減少しているため、これまで以上に地域の人々が連携し、地域全体で支えていくことが重要となっています。

⇒総人口の約3割を高齢者が占めており、高齢者一人ひとりができるだけ長くいきいきと活動し、できる範囲で高齢者が地域を支えることができる仕組みを構築することが求められます。

- 核家族化が進行。
- 高齢者単身世帯が増加。

⇒高齢者の一人暮らしが増えており、高齢者一人ひとりができるだけ多様な交流を持ち、孤立しないようにするとともに、地域が一人暮らし高齢者を見守ることができる環境を整えることが重要と考えられます。

- 要支援・要介護認定者数が増加。
- 要介護1の増加。

⇒要支援・要介護認定者数は年々増加しており、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施とともに、包括的支援事業の充実が求められます。

⇒介護保険以外の施策との連携も重要性を増しているものと思われます。

- 身体障がい者は、3級、4級が増加。
- 知的障がい者は、A（重度）がやや増加、精神障がい者では1級が増加。

⇒障がい者の総数に大きな変化はありませんが、内訳をみると、精神障がい者数の拡大や知的、精神障がい者における重度化、身体障がい者における3級、4級の増加など、障がいの種別や程度により差異があるため、これまで以上にきめ細やかな施策の展開が求められます。

⇒周囲にはわかりにくい精神障がい者数が増加傾向にあり、引き続き、市民に対して、障がいに関する周知と理解を広めることが重要と考えられます。

- 子どもの数は減少。
- 児童クラブの利用者数は増加。

⇒わずかながら出生率は上昇（平成23年の5.7%から平成27年は6.2%に上昇）しており、子どもを産みやすい、育てやすい環境の整備が引き続き重要と考えられます。

⇒子どもの数は全般的に減少傾向にありますが、児童クラブの利用者数は増加しており、共働き世帯の増加などによるニーズの変化に対応することが求められます。

- 民生委員や児童委員の人数は、ほぼ一定。
- 民生委員や児童委員の相談・支援活動、訪問・連絡活動などの多様化、拡大。

⇒地域福祉の担い手である民生委員や児童委員の人員数はほぼ一定ですが、活動内容は多岐にわたり、訪問等の活動は拡大しています。市民一人ひとりができることをできる範囲で取り組み、地域全体で支え合う仕組みを構築することがより重要性を増しています。

2. アンケート調査結果のポイント

■ 福祉全般のことについて

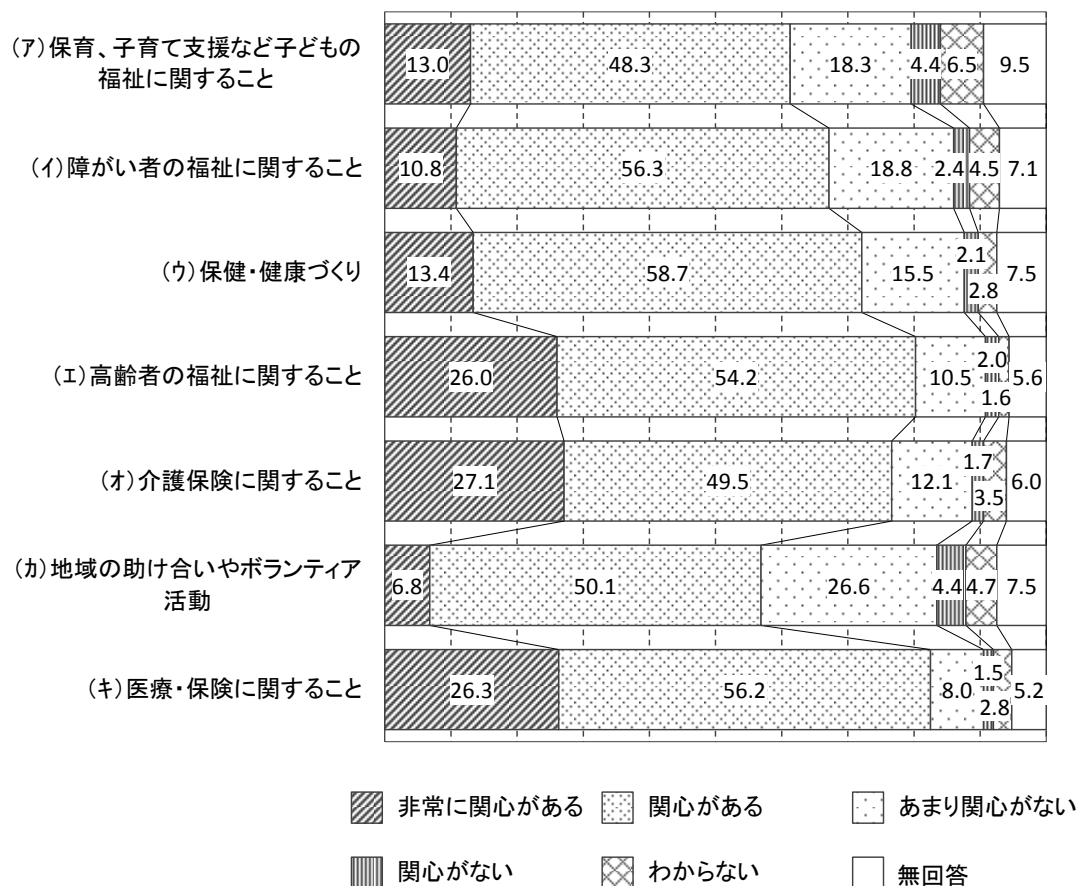
- 福祉の分野の中では、高齢者の福祉、介護保険、医療・保険に対する関心が高い。
- 市の福祉に関する主要な情報入手先は、「市の広報紙（広報かたがみ）」。

⇒福祉の主要なテーマの一つは高齢者に関わることを考えられます。
 ⇒市の福祉に関する情報源としては「市の広報紙（広報かたがみ）」の役割が非常に大きいので、「広報かたがみ」を活用した効果的な福祉情報の提供が重要と考えられます。

<福祉の分野別にみた関心度>

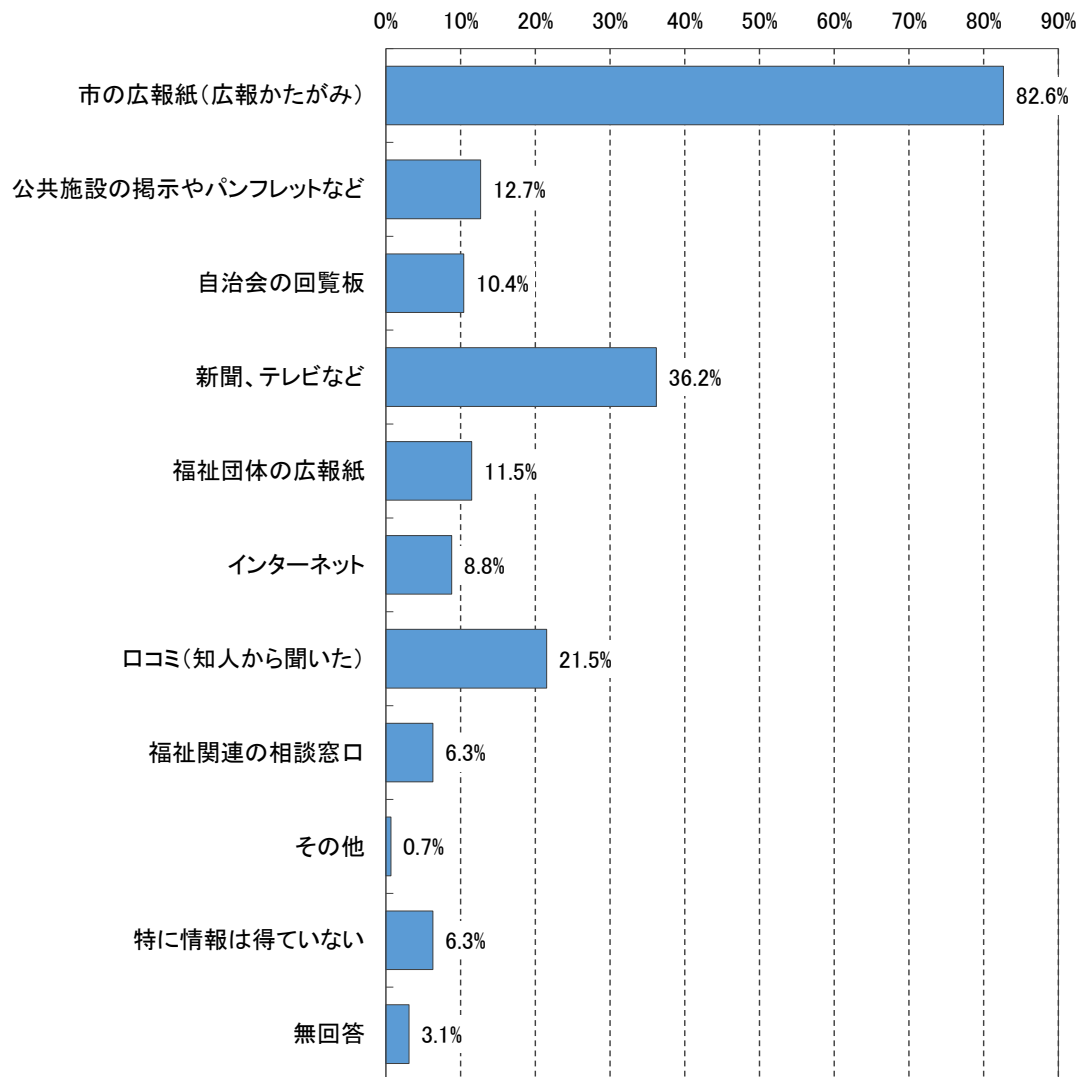
n=749

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



<市の福祉に関する情報を得る主な手段>

n=749



■ 市の福祉施策の取り組みについて

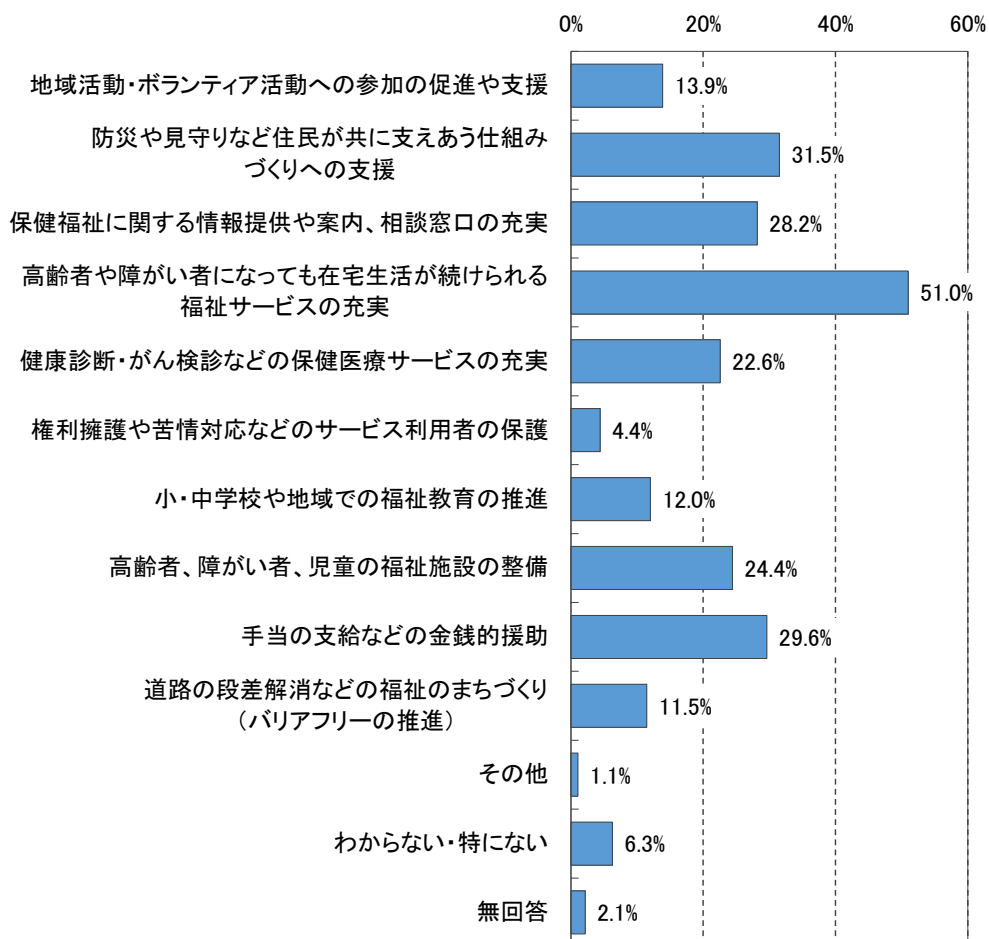
- 行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきことは、「高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実」への回答が多い。
- 地域づくりに関しては課題になっていると思われることとしては、「近所づきあいが希薄になっていること」への回答が多い。

⇒高齢者や障がい者が在宅での生活を継続できるような福祉の取り組みが強く望まれており、個々の課題に対しては、情報提供の充実と相談体制の整備、福祉人材づくり、認知症高齢者対策の推進などに対する評価がやや低いことから、これらの取り組みの内容を充実させ、高齢者や障がい者の在宅生活の継続支援につなげることが大切だと思われます。

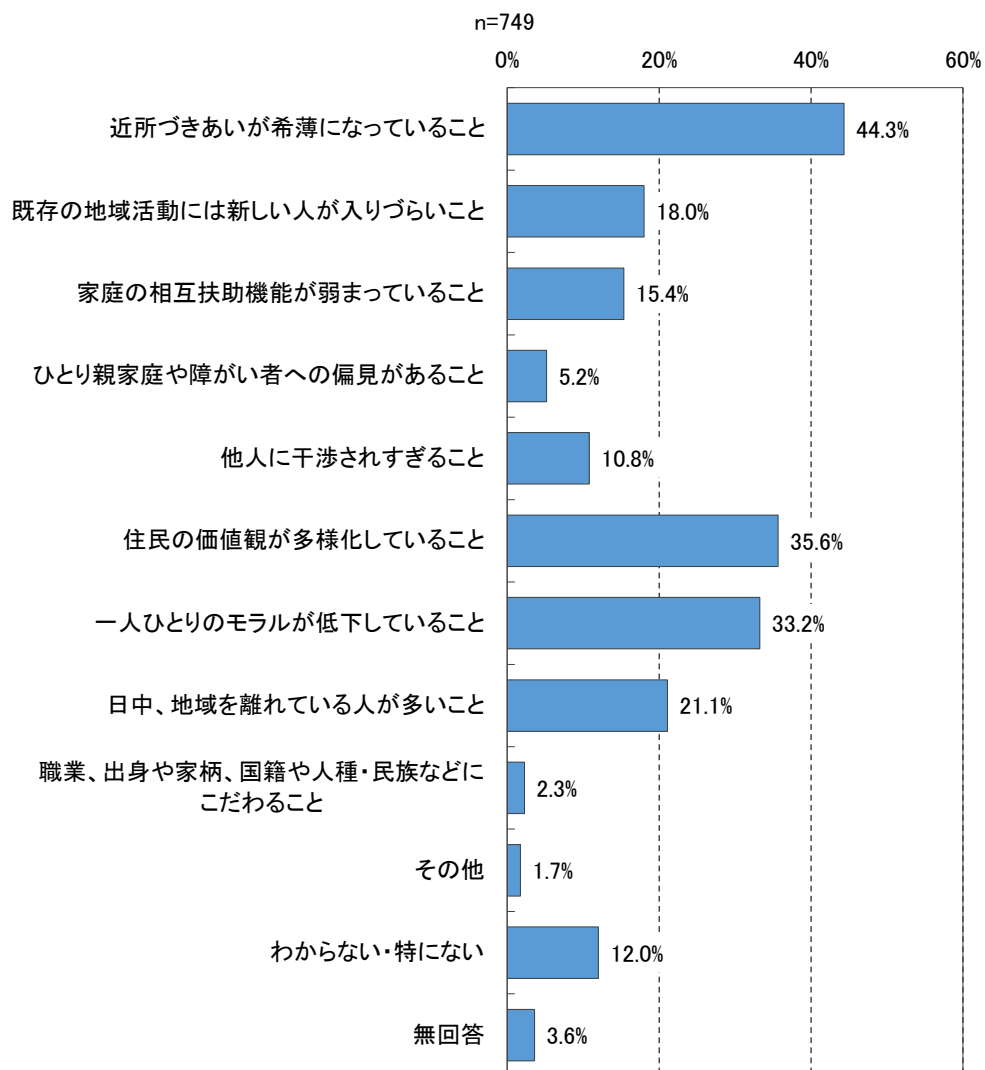
⇒地域づくりに関しては近隣とのつきあいの希薄化が課題と認識されており、地域のつながりを深める取り組みにより、地域全体で支え合い、高齢者や障がい者の在宅生活の継続支援につなげることも重要と考えられます。

<行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきこと>

n=749



<地域づくりにおいて課題となっていること>



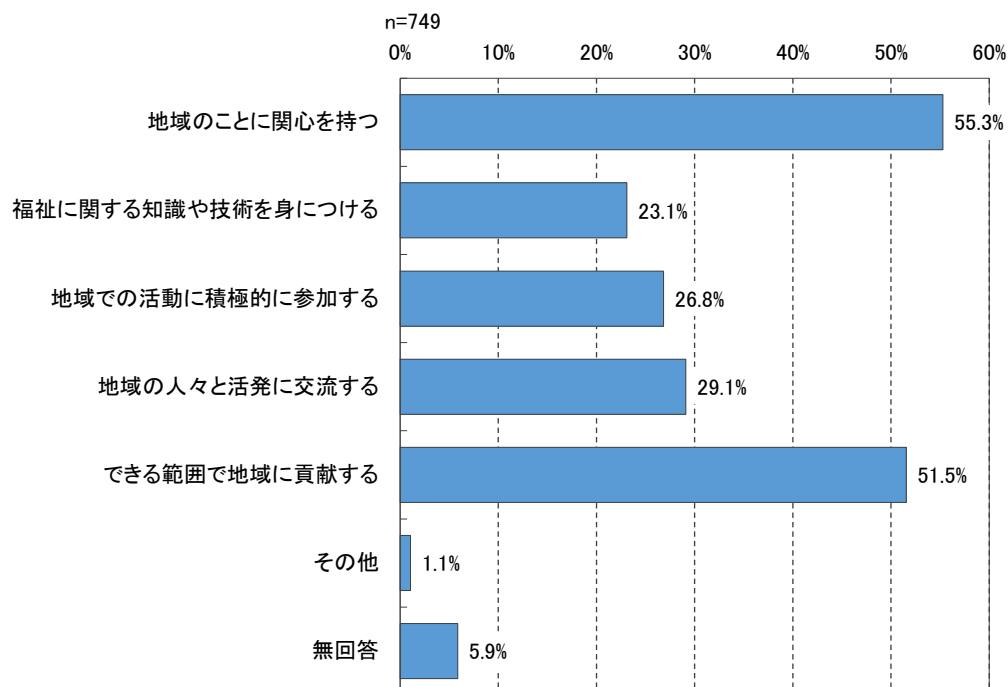
■ 自助・共助・公助の役割分担について

- 自助においては、一人ひとりが地域に関心を持ち、できる範囲でできることを行うことが重要。
- 共助においては、地域や福祉に関する情報を広め、地域の人々が課題を共有することが重要。
- 公助においては、公的な福祉サービスの質と量の充実を図ることが重要。

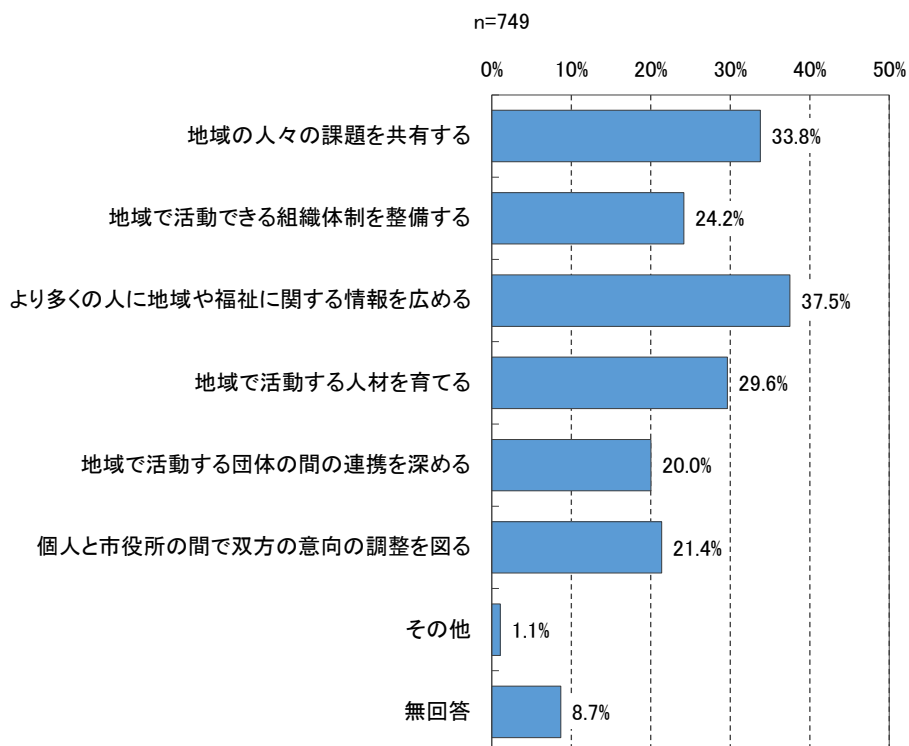
⇒行政においては、一人ひとりが地域への関心を持つことができるような情報提供や機会の提供などのきっかけづくりと、一人ひとりの関心が行動へとつながるようなサポートの充実を図るとともに、実際に地域の中で活動できる人材の育成に対する支援などにより、自助と共助が効果的に機能するような取り組みが求められています。

⇒公的な福祉サービスの質と量の充実を図るとともに、人材育成や基盤づくり、情報提供の強化などにより、総合的な取り組みを推進することが重要と考えられます。

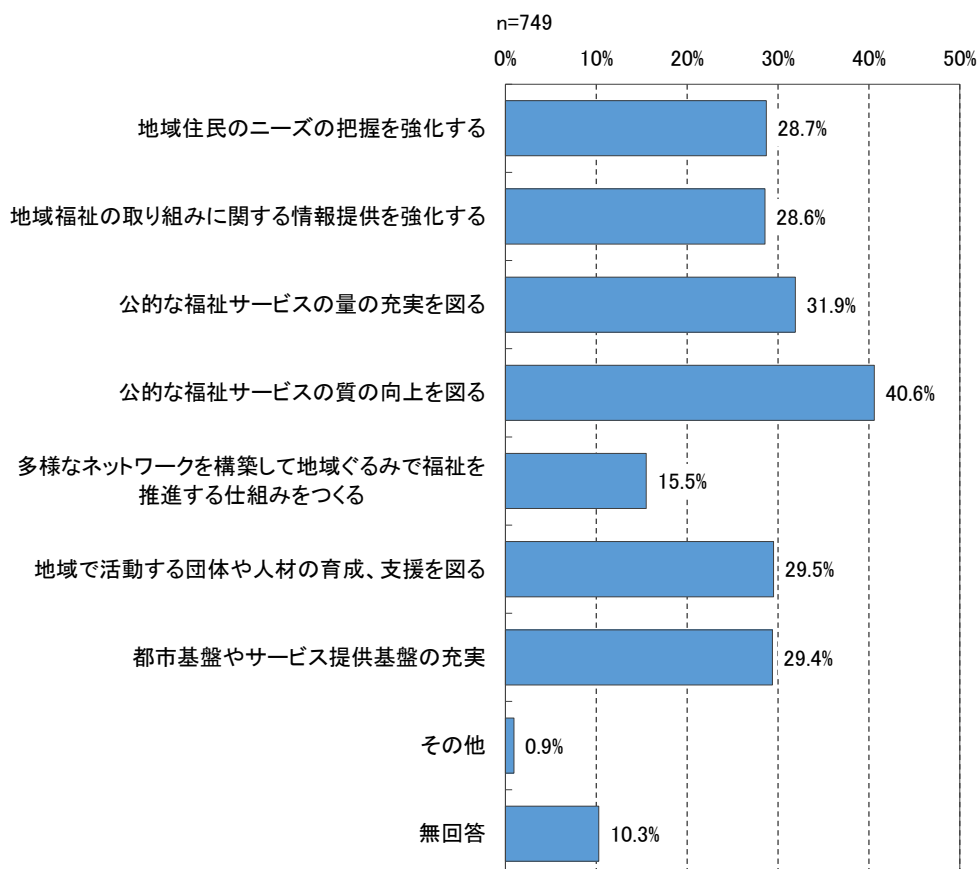
<自助（一人ひとりの取り組み）において重要なこと>



<共助（周囲や地域のサポート）において重要なこと>



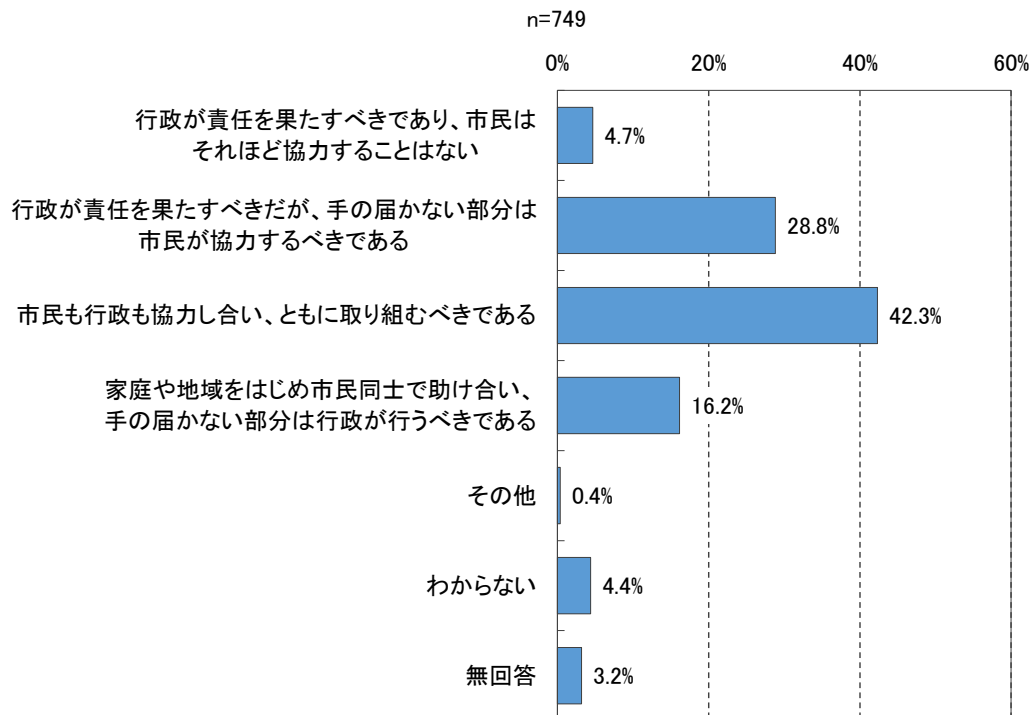
<公助（国や自治体などによる公的な支援）において重要なこと>



○市民と行政の関係については、対等の関係でともに取り組むべきとの認識が4割以上。

⇒福祉サービスの推進においては、行政と市民との役割分担を明確にして、行政と市民がともに協力して取り組むことができるような仕組みを構築することが重要と考えられます。

＜福祉サービスを提供していくうえでの市民と行政との関係＞



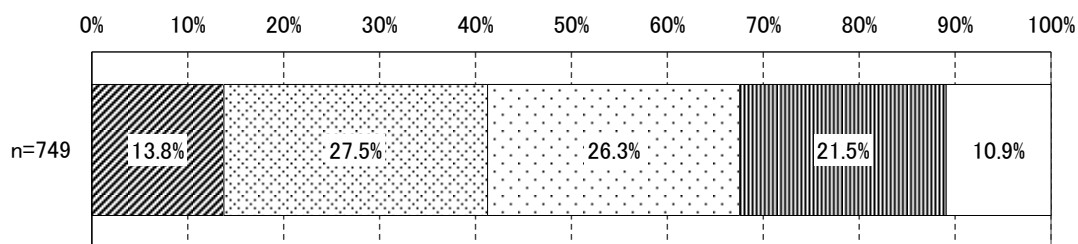
■ 地域との関わりや地域活動の状況について

- 地域活動への参加状況は4割程度。
- 地域活動に参加しない主な理由は、「仕事のため時間がとれない」。その他に理由として多くあげられていたものは「人間関係などがわずらわしい」、「興味のもてる活動が見つからない」。
- 今後の地域活動への参加意向については、「内容によっては参加する」が57.4%。

⇒現在、地域活動に参加していない理由をみると、「仕事のため時間がとれない」が最も多いものの、その他の理由では、「人間関係などがわずらわしい」、「興味のもてる活動が見つからない」も多くあげられています。今後の地域活動への参加意向については、「内容によっては参加する」という回答が多く、実施されている地域活動と市民が参加したい地域活動との間にミスマッチが生じているのではないかと考えられます。

⇒今後、地域活動の内容の見直しなどにより多様な地域活動が実施され、運営の見直し・向上を図り参加しやすい環境を整えることで、地域活動への参加者を増加させることができるのではないかと考えられます。

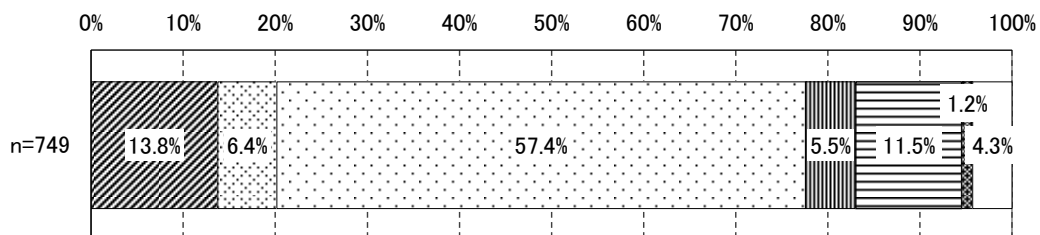
＜地域の行事や活動への参加状況＞



よく参加している
 時々参加している
 あまり参加していない

全く参加していない
 無回答

＜今後の地域の行事や活動への参加意向＞



積極的に参加する
 輪番制などで断れないので参加する

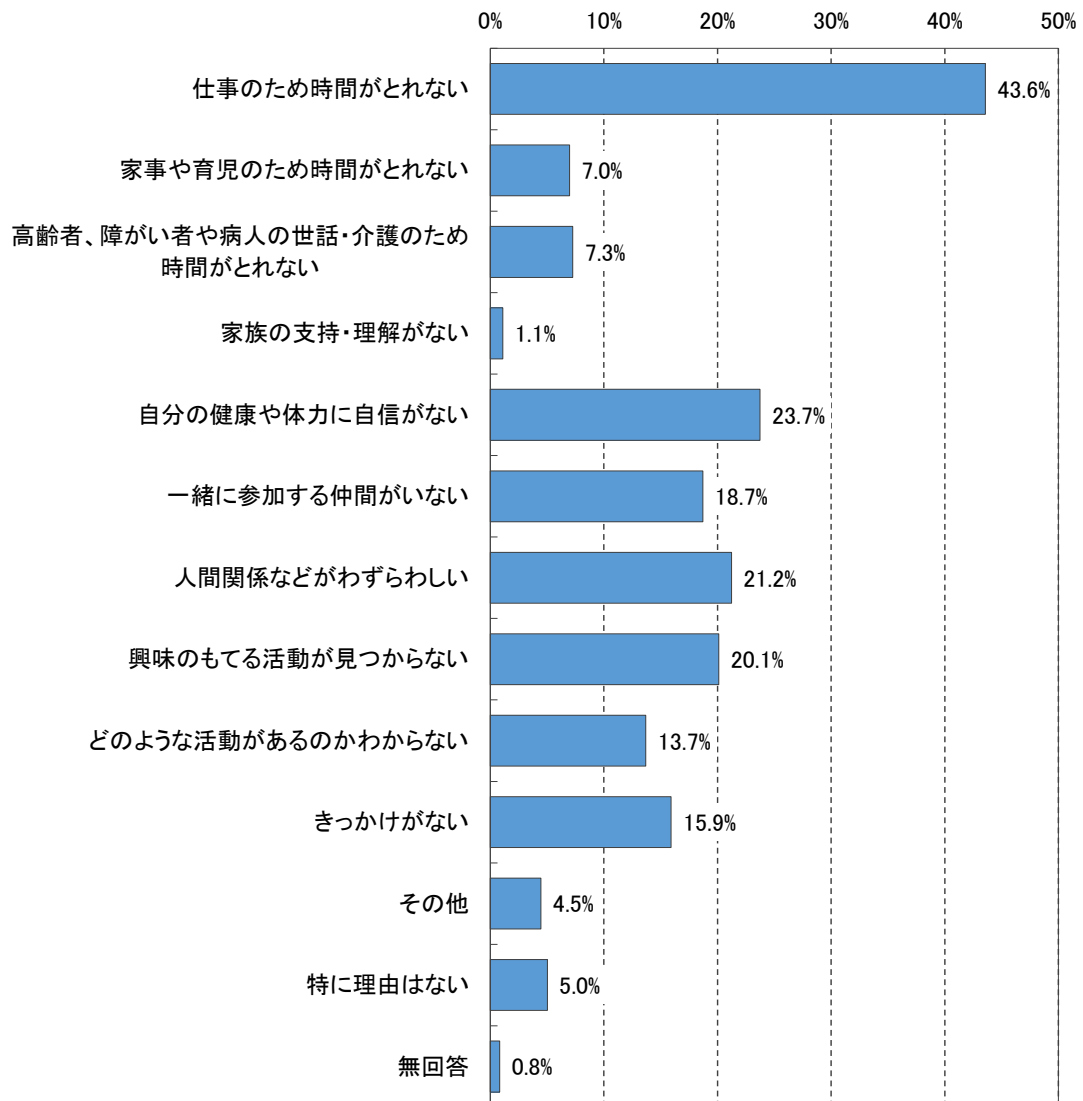
内容によっては参加する
 参加しない

わからない
 その他

無回答

<地域の行事や活動へ参加しない理由>

n=358

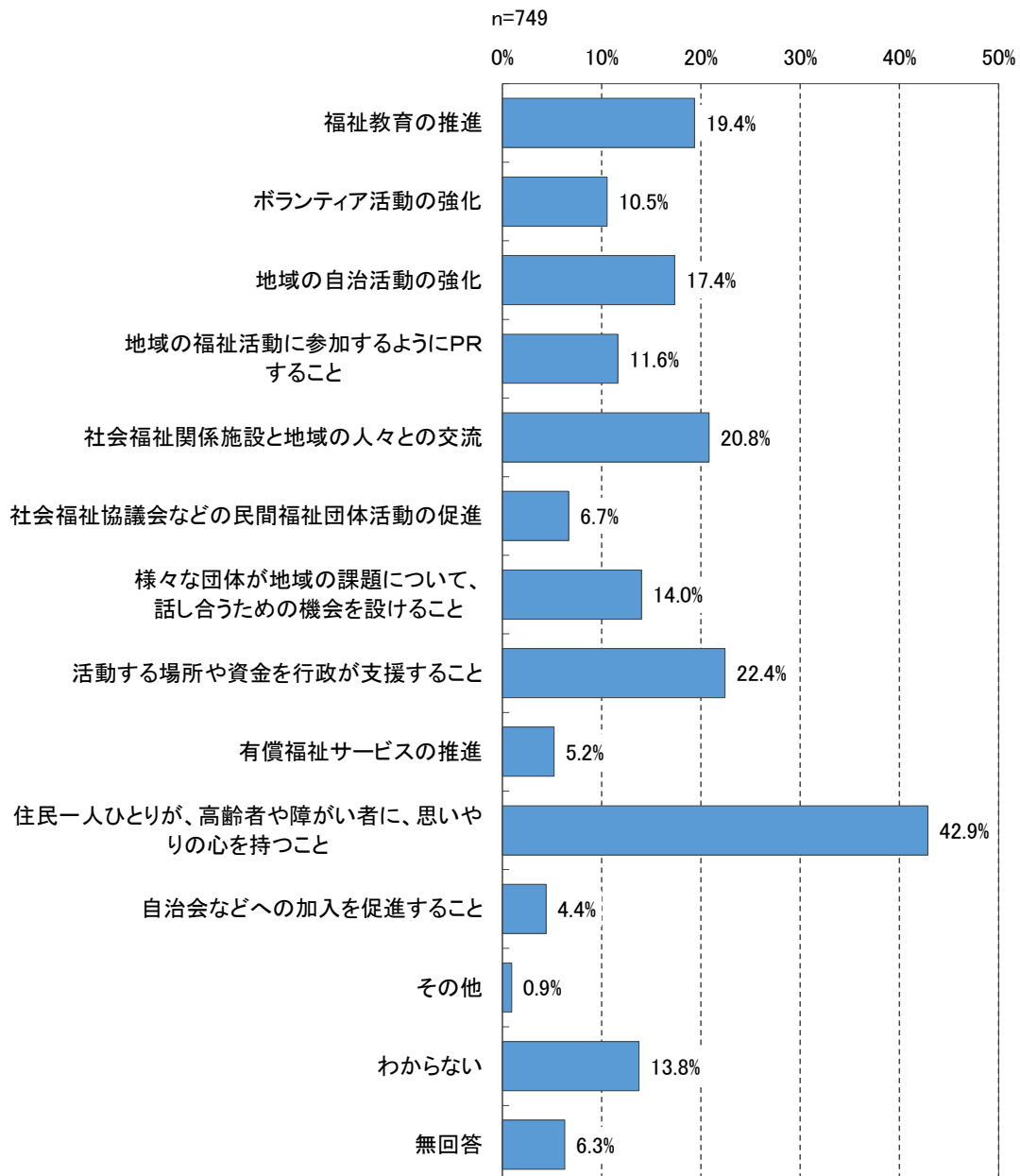


■ 地域福祉を推進していくうえで重要なこと

○今後、地域の社会福祉を推進していくうえで重要なこととしては、「市民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心を持つこと」への回答が最も多い。

⇒地域の社会福祉の推進においては、思いやりの心を持つなど、市民一人ひとりの意識の向上が重要であり、引き続き、意識啓発などに取り組むことが必要と思われます。

<地域福祉を推進していくうえで重要なこと>



3. 地域福祉に関わる課題・ポイント

概況データ、アンケート調査などから考えられる今後の地域福祉における取り組みの主な課題・ポイントは以下のとおりです。

- ☐市民の地域福祉に対する意識の醸成
- ☐市民一人ひとりの地域福祉への参画
- ☐地域福祉の担い手の育成・確保
- ☐地域全体で支え合う仕組みの構築
- ☐きめ細やかな福祉サービスの充実

高齢者数は増加していますが、高齢者を支える若年層が減少しているため、これまで以上に地域の人々が連携し、地域全体で何らかの助けを必要としている人々を支え合うことが重要となっています。

地域で連携し支え合うためには、一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の中の課題に対してできることに取り組むことが必要となります。

そのためには、地域や地域福祉に対する関心を高めるように情報提供や啓発活動を強化するとともに、地域福祉の担い手を育成し、一人ひとりの地域福祉活動への参画が容易となるような環境の整備を充実させることがより重要となります。

また、一人ひとりの活動や諸関係機関、団体等の連携を強化し、地域全体で一緒になって地域福祉活動に効果的に取り組むことができる仕組みを整えることも必要と考えられます。

一人ひとりの地域福祉への参画や活動の活性化支援、地域とともに支え合いながら協働する仕組みの整備、そして個人や地域だけでは対応しきれない課題に対しては引き続き、きめ細やかな各種の福祉サービスの充実を図り、地域福祉の推進に取り組むことが求められます。

第3章：計画の基本方向

1. 計画の基本理念

(1) 基本理念

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりが地域に目を向け、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整えることが重要と考えられます。

そのために、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実や、地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進、また地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることが必要となります。

さらに、個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

本市の取り組みとしては、こうした地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない課題に対して、きめ細やかな福祉サービスを提供することが求められます。

そこで、次期計画の基本理念については「第2次潟上市総合計画」における福祉分野の基本目標との整合性にも配慮し、以下のように設定します。

計画の基本理念

健やかに暮らす 健康福祉都市

～ みんなの力で支え合う福祉のまち“かたがみ”～

(2) 計画推進の視点

本市における地域福祉の推進を図るためには、市民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境の整備などの取り組みの強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取り組みを進めていきます。

視点1：気づく

視点2：育てる

視点3：つなげる

視点4：支え合う

情報提供や啓発活動により、地域や福祉に対する関心を高め、地域への関心を持った人や地域で活動する諸団体に適切な学習の機会を提供することで、地域福祉の担い手を育て、地域福祉の推進に向けて主体的に行動する個人や団体をつなぐネットワークを構築し、市民、地域、行政が相互に支え合い、湯上市全体の地域福祉の推進を図ることを目指します。

2. 計画の基本方針

(1) 基本方針

基本方針1：地域福祉が推進される環境の整備

地域福祉の推進を図るためには一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の中でできることに積極的に取り組むことが重要となります。

そのためには、地域のことをより知ってもらい、地域の中の課題に気づき、課題の解決のために自分には何ができるのかを考えてもらうことが大切になります。

そこで、地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組むとともに、具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取り組みの充実を図ります。

また、個々の取り組みがより効果的に進められるように地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

基本方針2：健康づくり、生きがいづくりの推進

本市においても高齢化が進んでおり、地域福祉活動の担い手として、若い世代だけでなく、高齢者も含めたすべての人ができる範囲で健康づくり・生きがいづくりに取り組むことが重要となっています。

そのためには、一人ひとりが高齢者となっても、できるだけ元気で地域の中で活躍できるように、健康を維持し生きがいを持って暮らしていくことができるように、支援することが求められます。

そこで、健康づくりへの支援のため、引き続き、各種の保健サービスの充実を図るとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

また、生涯学習の推進を図り、市民活動がより活性化されるよう支援し、生きがいづくり活動や交流の機会の拡充に取り組んでいきます。

基本方針 3：高齢期を支える総合的な支援の充実

地域福祉の担い手として、地域で活躍する元気な高齢者の存在は重要性を増していますが、加齢による体力の衰えなどから来る不安を解消し、高齢者が地域の中で安心して生活できるようにするためには、保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境を整え、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるような体制を確立することが重要となっています。

そこで、高齢者の状況に応じて切れ目のない支援ができるように、在宅福祉サービスや施設福祉サービス、介護が必要になってからの生活を支える介護保険サービスなどの充実に引き続き取り組んでいきます。

また、認知症高齢者への支援の重要性も高まっており、認知症施策の推進も図っていきます。

基本方針 4：障がい者を支える総合的な支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていきたい、というニーズは、年々高まりつつあり、支援の仕方も多様化しています。

障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、個々の能力や適正に応じて働き続けられるよう支援していきます。

また、地域の中で障がいに対する理解を深めてもらえるよう、広報紙や各種イベント等を活用した理解促進や啓発を行い、障がいのある人の社会参加の促進にも取り組んでいきます。

基本方針 5：子育て支援の充実

子どもたちは、将来の地域福祉を担う大切な存在です。

しかし、核家族化や就労形態の多様化、家庭養育力の低下、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てに係る経済的負担の増大などが要因となって少子化が進んでおり、子どもを産み、育てやすい環境を充実させ、地域全体で子どもと家庭を支え合うことが重要です。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心と喜びを持てるような地域社会の構築に努めます。

基本方針 6：バリアフリーと安全・安心のまちづくりの推進

すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすためには、年齢や性別、障がいの有無等に関わりなく、人権を尊重し合い、道路や公共施設等ハード面の整備だけでなく、多様な人々がお互いを認め合える「心のバリアフリー※」も含めた総合的な「バリアフリーのまちづくり」を引き続き推進していきます。

また、安全で安心な地域生活を送るため、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心のまちづくりを推進します。

3. 計画推進の考え方

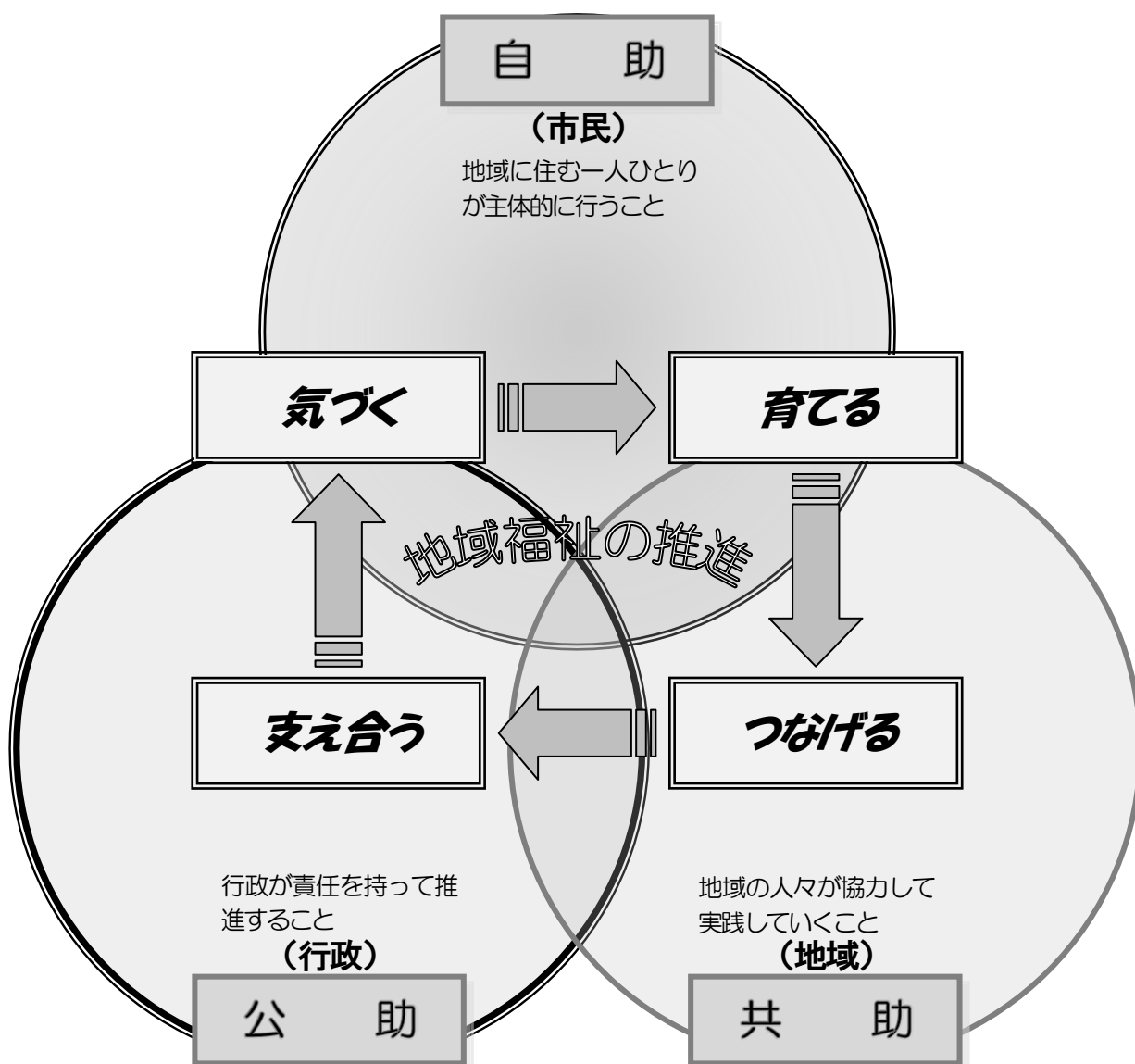
(1) 市民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、市民一人ひとり地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進するものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、市民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みがつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために市民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取り組みがつながることによって地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。

【協働のイメージ】



1) 市民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は、市民一人ひとりです。市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの市民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めるとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加することが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの市民を支える地域のさまざまな活動団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的にさまざまな市民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげることや、市民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また市民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し個々の市民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大することが期待されます。

②福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、市民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

③民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

④社会福祉協議会

社会福祉協議会は、福祉サービスを提供する役割を担うほか、市民のボランティア活動への参加促進、地域福祉活動に対する支援、ボランティアの育成・ネットワーク化、市民一人ひとりのニーズに対応した多様な個別支援や公的制度にはなじまないサービスなど、地域福祉の推進において行政と連携して、ともに中心的な役割を担うことが期待されます。

また、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ（ネットワーク化）調整役という役割も担うことが期待されます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に市民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取り組みを行います。

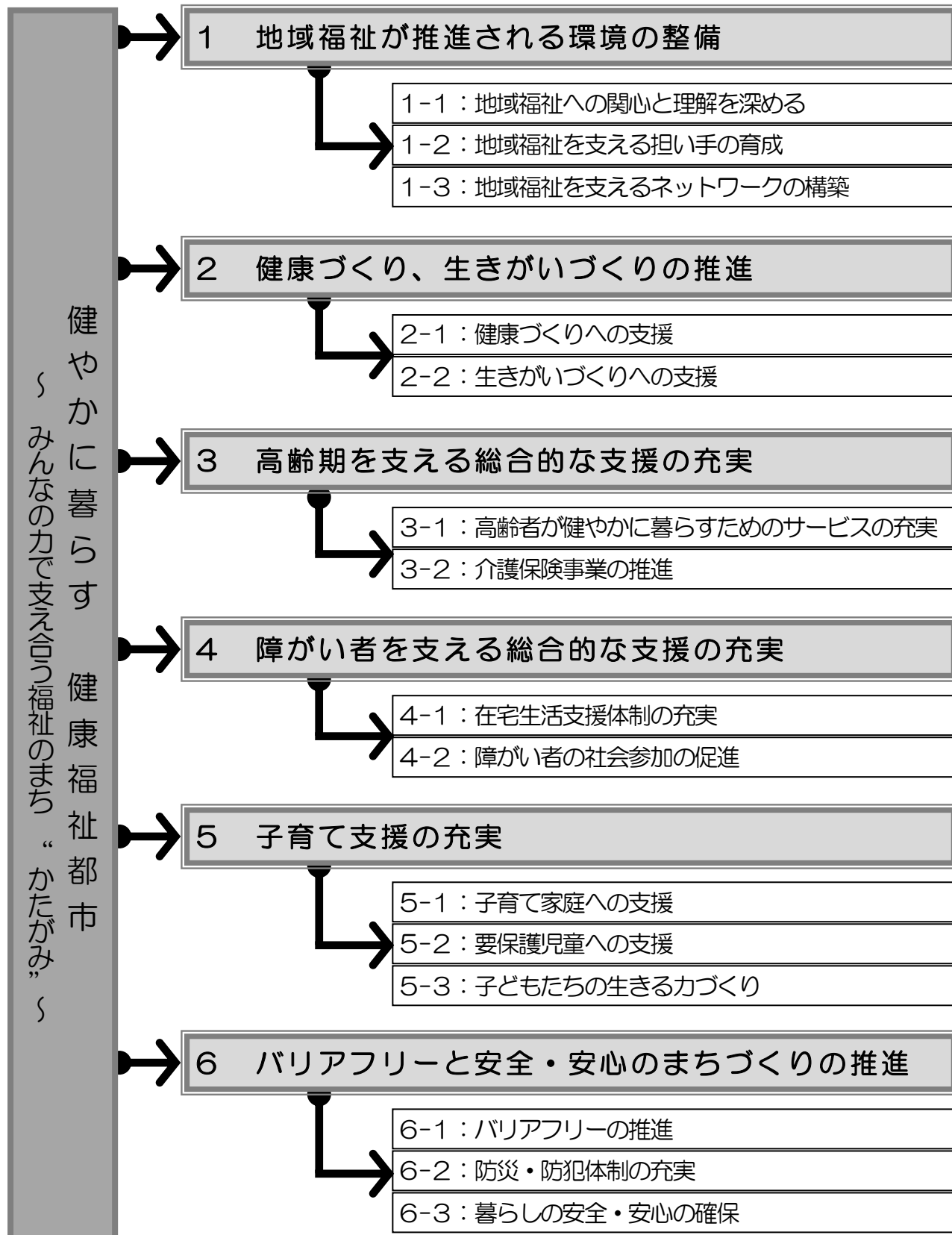
また、市民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する市民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

特に、市民の地域福祉活動参加へのきっかけの一つとなる情報は、市民の多様な関心（結婚、出産、子どもの進学・卒業、就職など）の中からライフサイクルや必要に応じた提供に努めます。また、市民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

4. 施策体系

〈基本理念〉

〈基本方針〉



第4章：施策の展開

1. 地域福祉が推進される環境の整備

1-1 地域福祉への関心と理解を深める

(1) 地域福祉に関わる情報提供の充実

現状と課題

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族、さらには生活習慣の多様化などにより、地域での日常生活にさまざまな課題やニーズが生じています。

こうした中、生活上の支援を要する高齢者、障がい者、家庭や地域における子育て世代への支援など、地域に暮らす人たちがお互いに助け合い、支え合う関係をつくり、安心していきいきと暮らすことができる地域社会を実現することが求められています。

また、福祉活動をはじめとしたまちづくりへの市民参画は、必要不可欠なものとなっており、ボランティアや関係団体など地域のさまざまな人が積極的に関わる必要があります。

市内では、自治会や老人クラブ、各種ボランティア活動団体、市民活動団体等といった多様な団体が、イベントや講習会・勉強会等の活動を行っています。

これまで市では、広報紙、ホームページ等を通して地域福祉に関わる情報提供を行ってきました。また、社会福祉協議会をはじめとする各種団体等からも定期的に広報紙が発行されているほか、各種制度や事業案内のチラシ・パンフレット等も数多く作られています。

今後は、市の広報紙やホームページ以外の周知方法の検討や、地域福祉に関する情報がいつでも手軽に入手できる情報提供システムを整備する必要があります。また、高齢者や障がいのある人も含め、だれもが等しく必要な情報を入手できるよう、情報提供のユニバーサルデザイン化※が求められています。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 高齢者と関わりの深い、「介護保険に関すること」(27.1%)、「医療・保険に関すること」(26.3%)、「高齢者の福祉に関すること」(26.0%)で、「非常に関心がある」という回答の割合が高くなっています。
- 市の福祉に関する情報については、82.6%と8割以上が「市の広報紙（広報かたがみ）」を利用しているとしています。
- 「すべての市民（末端まで）に事業の周知が行き渡っていないように感じている。」「インターネットを見ることができない、使用できない市民の方もいるため、そういった方への周知方法についても検討が必要と思われる。」などの意見を市民座談会でいただいております。提供する情報の内容や提供の仕方については、テーマや対象に応じた多様な情報提供の方法を工夫することが重要と思われます。

施策の方向

地域で活動する組織・団体などの地域福祉活動の情報収集と発掘に努めて、どの世代にも情報が広く行き届くよう情報発信の拡大に取り組みます。

定期的に広報紙やホームページなどの広報媒体を活用し地域福祉に関する広報と啓発活動の拡充を図ります。

また、誰もが情報を得やすいように情報提供のユニバーサルデザイン化を図るとともに、アクセシビリティ※に配慮した情報提供の実施を検討します。

施策の展開

項 目
地域の各種団体等の情報収集と発掘
電子媒体による情報発信の推進
広報紙・ホームページでの保健福祉情報の充実
保健福祉に係わる総合的な情報発信

(2) 相談体制の整備・充実

現状と課題

市民が抱える福祉課題は多岐にわたっているため、それらを解決するためには相談体制を整備・周知することが必要です。

平成 27 年 4 月には、生活困窮者自立支援法が施行され、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を支援するための相談支援体制の強化が求められました。

市役所の担当窓口をはじめ、子育て支援センター※、社会福祉協議会、地域包括支援センター※、障害者相談支援事業委託事業所※などで、さまざまな相談が受けられる体制を整えています。

福祉ニーズが増大する中、さらに相談機関が利用されるよう相談窓口での情報提供を充実するとともに、相談内容によっては専門的な相談へとつなげられるよう相談支援体制の充実が求められます。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 日常生活の困りごとについてよく相談する相手として、「同居している家族」(66.6%)や「知人・友人、職場の人」(37.9%)をあげる人が多くなっています。
- 相談ごとに対しては身近な人の役割が大きく、周囲の人が的確に相談に対応できるように情報提供することも重要と思われます。

施策の方向

地域福祉活動の重要な役割を担う自治会や社会福祉協議会、民生児童委員※など地域団体、関係機関等と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

今後も、子育て支援センターや地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図るとともに、関係部局・関係機関と連携の強化を図り、保健・福祉・医療・教育等に関わる幅広い相談に適切に対応し、質の高いサービスが提供できるよう相談員の資質向上と体制づくりを進めます。

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の充実を図ります。

施策の展開

項 目
相談窓口の周知の強化
関係部局・関係機関との連携
専門家等によるバックアップ体制の充実
適切で質の高い福祉サービスの提供
心配ごと相談所の充実

1-2 地域福祉を支える担い手の育成

(1) 福祉教育の推進

現状と課題

地域福祉の担い手は市民であり、地域福祉の担い手となる市民を育てていくことが必要です。地域福祉活動への関心を引き起こすための実効力のある福祉教育を推進し、すべての市民が地域福祉についての関心を高め、理解を深めてもらえるようにすることが求められています。

地域で共に生き、支え合う社会を実現するためには、子どもから大人まですべての市民一人ひとりの心の中に、相手の立場を尊重する気持ちを持つことが大切です。

このような気持ちを育むため、子どもの頃からさまざまな地域活動やボランティア活動などの社会学習・社会体験の機会の充実を図る必要があります。

現在、小中学校や高校を対象に、福祉に関する体験学習の機会を提供し、福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育が実施されています。

また、一般市民向けの福祉教育としては、ボランティアの育成講座等が行われていますが、広く一般市民を対象とした地域福祉への関心を高めるための、新たな取り組みを検討することが求められています。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 市民と行政との関係については、「市民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」との回答が42.3%で最も多くなっています。
- 高齢者や障がい者が住みなれた地域で日常生活を続けるために必要な連携について、「近所の人」をあげる人が45.3%となっています。
- 共助のために必要な取り組みとして、「地域で活動できる人材を育てる」(29.6%)への回答も3割近くを占めています。

施策の方向

幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校や地域活動の中で福祉教育の充実に努めます。

また、生涯学習、各種講座等の社会教育の場において、福祉に関する知識の普及に努めるとともに、地域福祉活動の必要性を伝えていきます。

小中学校の総合的な学習の時間や道徳の時間、ボランティア活動などにおいて、社会福祉協議会、社会福祉施設などとの連携を図り、介護などの体験活動を通して交流することで児童生徒の福祉の心を育てていきます。

施策の展開

項 目
地域福祉活動に関する講座や講演会の開催
地域活動団体の企画講座等への支援

(2) 地域福祉リーダーの育成

現状と課題

地域福祉の推進を図るためには、市民一人ひとりが身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の生活課題に目を向け、自発的・積極的に行動することが求められています。

仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を身近な地域で生かす機会を得て、地域に還元しながら地域活動への参加を促進することが重要です。

地域のさまざまな活動や地域福祉活動を活性化するためには、地域における人材やリーダーの存在が不可欠で、地域にリーダーがいないと地域での交流活動が少なくなる傾向が見られます。

住み良い地域づくりのためには、地域活動の中心となるリーダーが必要であり、そのための育成・支援が重要です。また、地域が主体的に活動を継続するためには、積極的に地域活動に参加する人材の育成や確保が必要です。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 自助の取り組みにおいて重要なこととしては、「地域のことに関心を持つ」(55.3%)と「できる範囲で地域に貢献する」(51.5%)への回答がともに半数を超えています。
- 市民座談会においては「民生児童委員の成り手がいない。」、「ボランティアの成り手がいない。」といった意見をいただいています。

施策の方向

社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター※を中心として、ボランティア活動のための情報交換、連携などが図れるよう、より一層の機能の充実を図るととともに、自治会と連携しながら福祉活動に意欲のあるボランティアリーダーの育成に努めます。

多様性に富んだボランティア・地域福祉活動を担う人材を確保・発掘するため、また、必要な知識や技術の習得を支援するため、興味や関心のある市民、活動をしている市民などを対象とした研修会や各種講座等の充実を図ります。

広報紙やホームページ等により、活動内容や団体の紹介等の情報提供、広報活動やイベント等の情報発信を推進し、広く市民への理解と普及啓発を図ります。

施策の展開

項 目
福祉ボランティア育成講座等の開催
地域福祉リーダー育成講座等の開催

(3) 保健福祉に関わる人材育成

現状と課題

各種保健福祉サービスを提供するにあたっては、医療機関の職員やホームヘルパー※、ケアマネジャー※、ケースワーカー※等の専門職員のほか、民生児童委員やボランティア等のさまざまな人が関わっています。

多様、複雑化する市民ニーズに対応するためには、こうしたサービスの提供に携わる人の能力や資質の向上が求められています。また、保健福祉に関わる人は、市民により身近なところでサービスを行っているため、質の高いサービスの提供が求められています。

そのため、疾病予防や健康課題・地域ニーズに沿った研修会や社会福祉・障がい福祉等の研修会・会議に積極的に参加し資質の向上に努めてきました。

こうした研修会等には、今後も継続して積極的に参加することが重要です。

施策の方向

保健福祉を支える人材を育成するため、各種研修会や会議への職員等の参加を促進し、資質向上に努めます。

また、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用し、民間事業者・関係団体に対し、人材育成に関する研修会等の情報提供にも努めます。

施策の展開

項 目
各種研修会や会議への職員等の参加促進
民間事業者や関係団体への人材育成関係情報の提供

(4) ボランティアの拡充

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「自助」・「共助」・「公助」を連携することが必要です。中でも、地域活動やボランティア、NPO※活動などの「共助」が、幅広い分野で大きな役割を果たすことが期待されています。

ボランティア活動を促進するため、活動に関する情報提供や相談の体制を充実し、リーダーや専門的な知識を持った人材の育成と活用を支援するとともに、活動団体相互の交流の促進を図る必要があります。

そのような中、人口減少や高齢化に伴ってボランティア団体が減少傾向にあるなど、ボランティア団体や個人の育成が難しい状況があります。

ボランティアの拡充に向けて、ボランティア活動に対する市民の理解と関心を広めるよう啓発・広報活動をもっと積極的に行う必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 今後のボランティア活動の拡大において必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」(39.8%)への回答が最も多く、ついで、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」(28.4%)、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」(25.8%)などが続いています。
- 市民座談会においては、「行政の担当者からボランティアに関する具体的な方向性を示したり、そのことに関しての指導が必要ではないか。」「各種手当等の待遇面を含めて改善して欲しい。」といった意見をいただいています。

施策の方向

ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動のための情報交換、連携などが図れるよう、より一層の機能の充実に取り組むとともに、ボランティア活動に対する市民の理解と関心を広めるよう啓発・広報活動を積極的に行います。

また、地域活動を支える人材やリーダーを育成するため、自治会とも連携しながら新たなボランティアの育成に努めます。

学校教育の場においては、今後も社会福祉協議会との連携を密にした人材確保に取り組んでいきます。

施策の展開

項 目
ボランティアセンターの充実
小中学校における体験学習の充実
ボランティアスクールの開催

1-3 地域福祉を支えるネットワークの構築

(1) 地域ふれあい活動の推進

現状と課題

人口の減少、少子高齢化、核家族化の進行などによって、人間関係の希薄化やコミュニティ機能の低下に加え、商店の廃業などにより、これまで地域の生活を支えてきた基礎的な生活サービスの利用において困難な状況が生じています。

このような中、地域住民の連帯感や地域に対する親近感も薄くなり、地域における相互扶助の機能が低下しています。

誰もが安心して暮らせるまちづくりには、住民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠です。年齢や障がいの有無に関わらず、地域におけるすべての人が安心して快適に生活を営めるような社会にするためには、行政だけでなくNPO、ボランティア、企業などがコミュニティ組織と連携・協働して、地域ぐるみで支え合うことが重要です。

また、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなど、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが重要性を増しています。

これまでも社会福祉協議会を中心に、民生児童委員や各種ボランティアによる地域での支え合い活動が取り組まれてきましたが、今後さらにそれぞれの活動を充実させるために活動の輪を広げ、大きな支え合いのネットワークへと発展させる必要があります。

そのためには多くの市民が地域福祉に対する理解を深める必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 地域づくりにおいて課題になっていることとしては、「近所づきあいが希薄になっていること」への回答が44.3%で最も多くなっています。
- 共助の取り組みにおいて重要なこととして、「地域で活動できる組織体制を整備する」(24.2%)、「地域で活動する団体の間の連携を深める」(20.0%)などへの回答が2割を超えています。
- 市民座談会においては、「地域における地域住民の希薄化・親子関係の希薄化が顕著にみられるため、福祉計画において、地域や親子関係の希薄化を解決するような事業の実施はできないものか。」といった意見をいただいています。

施策の方向

すべての市民が自立と相互扶助の精神を持って互いに支え合い、助け合う地域社会の充実を目指し、市民意識の高揚と参加の促進を図ります。

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するため生活困窮者などを早期に把握して地域での見守り体制を構築するため、社会福祉協議会と連携しての相談支援や自治会や民生児童委員、地域のボランティア団体などとの連携を図りながら、地域福祉を支えるネットワークづくりに努めます。

社会福祉協議会では、「いきいきサロン」、「見守り安心ネットワーク活動」の推進を図るとともにボランティアの育成と活動支援に取り組んでいきます。

施策の展開

項 目
いきいきサロンの充実
見守り安心ネットワーク活動の推進
ボランティアの育成と活動支援
福祉座談会の開催
ふれあい交流会の充実
ふれあい安心電話の設置促進
安全パトロールの実施

(2) 世代間交流の活性化

現状と課題

隣近所の人との付き合いという点では、たまに立ち話をする、会えばあいさつをかわすなど、一定の付き合いはあるものの隣近所の関係が希薄になっています。

また、地域のつながりにおいても核家族化や少子高齢化により世代間の交流が少なくなっています。

そのような中、子育ての孤立化への対応や一人暮らし高齢者の見守りなど、地域における福祉ニーズは増大し、そのための対策が必要となっています。

地域福祉や支え合い・助け合いという言葉は、決して強制されるものではなく、地域住民一人ひとりの心が源となって広がるべきものです。目指す方向性は緩やかに共有しながらも、一人ひとりが自らの目線で地域社会の一員として、楽しく、いきいきと、生きがいを持って暮らすことが大切です。

その意味では、福祉や助け合いといった視点にとどまらず、地域における楽しみや生きがいの機会そのものを増やすという発想がより重視されるべきであり、交流が活発に行われることが、お互いを知り、思いやりの心を持つための第一歩になると考えられます。

世代を超えたさまざまな活動を通じて、交流の機会を充実し、温かな人間関係を築き、ともに生き、ともに支え合える地域社会の実現が求められています。

アンケート調査・市民座談会での意見

○市民座談会においては、「自治会行事を開催しても若い世代の参加者はない状況にある。」「若い人を取り入れたまちづくりのプランをつくってもらいたい。」といった意見をいただいています。

施策の方向

地域の交流を促進するため、今後も保育園や幼稚園、学校、高齢者施設、障がい者施設などとの連携強化や地域交流・世代間交流の実施に努め、市民が気軽に交流できる機会の創出を図ります。また、地域におけるさまざまな交流活動を促進することで、地域活動の活性化を図るとともに、福祉コミュニティの形成を促します。

学校教育の場においては、各校における地域との連携した学習素材の掘り起こしに取り組みます。

施策の展開

項 目
地域交流・世代間の交流の促進

(3) 福祉団体のネットワークづくり

現状と課題

自治会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、ボランティア団体、NPOなどが地域における身近な問題の発見とその解決に向けて、見守りや声かけ、相談支援などさまざまな地域の福祉活動に取り組んでいます。

このような中、こうした組織が連携、協力し、地域の実情に即した活動ができるような地域のネットワークづくりが求められています。

また、各種の事業などを効果的・効率的に実施し、地域福祉の充実を図るためには、地域福祉の総合的な体制づくりや地域福祉活動の推進について社会福祉協議会と連携、協力を図ることが不可欠であり、社会福祉協議会との連携強化が求められています。

今後、さらに地域に福祉活動を広め、住み良い福祉のまちをつくるためには、これらの団体が核になり、経験や知恵を結集して、効果的で機動性のある福祉活動を実践することが重要です。

施策の方向

自主活動団体やボランティア団体の活動を支援するとともに、地域の中で各種団体が相互に協力し合えるネットワークづくりを支援します。

地域福祉の推進母体となる社会福祉協議会とより一層の連携強化に努めます。

施策の展開

項 目
地域活動団体相互の交流・連携のための機会や場の提供

2. 健康づくり、生きがいづくりの推進

2-1 健康づくりへの支援

(1) 望ましい生活習慣の確立

現状と課題

生涯を通じて、健やかでいきいきとした暮らしを維持するためには、心身ともに健康であることが重要で、健康の保持・増進は、すべての市民に共通する課題でもあります。

わが国の平均寿命は世界最高の水準にありますが、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病等の生活習慣病が増加しています。また、高齢化の進展とともに認知症や寝たきり等の要介護状態になる人が増加しており、医療費の増大等が大きな社会問題となっています。

本市においても、生活習慣病（がん・心臓病・脳血管疾患）が死亡原因の6割を占めており、医療費も年々上昇しています。市民一人ひとりが若い頃から健康に関心を持ち、食事や運動などの生活習慣を見直すことや病気の早期発見・早期治療につなげていくことが大切です。

アンケート調査・市民座談会での意見

○健康づくりのために必要な保健事業についてみると、「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」への回答が46.6%で最も多くなっています。ついで、「健康づくりのための情報の提供」（32.4%）、「健康診査、がん検診等の充実」（30.8%）と続いています。

施策の方向

健康診査やがん検診の受診を推奨し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、保健指導や食事指導の充実に努めます。

また、若い頃から健（検）診を受ける習慣を身につけられるよう広報紙やホームページ等を活用し、健康づくりの正しい知識の普及を図るとともに、健（検）診体制の整備に努めます。

施策の展開

項 目
健康診査・各種がん検診と健康管理の充実
健康づくりに関する相談体制と情報提供の充実
健康教育の充実
訪問指導の充実

(2) 歯の健康づくり

現状と課題

歯と口腔の健康は、口から食べる喜び、話す楽しみを保つうえで重要なことです。また、噛むことは単に体に食べ物を取り入れるだけでなく、肥満や歯の病気を防ぐとともに脳の活動を活性させるなど、大変重要な働きをしています。

市では、乳幼児健診時や保育園・幼稚園・学校等と連携を図りながら、歯みがき教室など（歯の大切さの指導やブラッシング指導・間食の取り方等）を実施していますが、幼児歯科健診結果からは、幼児期のう歯罹患率は依然高い傾向が見られます。

生涯に渡って自分の歯を 20 本以上保つことができるよう関係機関とも連携しながら、子どもから高齢者までの幅広い年代において歯の健康づくりを支援する必要があります。

施策の方向

妊娠時から歯の健康に関心を持ってもらうため、妊婦歯科健診無料券を配布するとともに歯科健診の必要性を周知していきます。乳幼児健診・幼児歯科検診では、歯の大切さやよくかむことの大切さを伝えるとともに、歯みがき指導や間食の取り方などの指導を行います。

また保育園・幼稚園・学校と連携し、歯みがき教室の実施や歯科健診で要治療となった幼児や学童に対し早期受診勧奨を推進し、歯と歯ぐきの大切さについてより一層の普及を図るとともに、う歯罹患率減少に繋がるようフッ化物塗布等について推進していきます。

今後も、80 歳で 20 本以上の歯を保ち生涯自分の歯で食べるようにするため歯の喪失防止に関する知識や正しい歯みがきの方法について周知し、口腔機能の維持・向上を図っていきます。

施策の展開

項 目
広報紙やパンフレット等による情報提供の推進
保育園・幼稚園・認定こども園や学校との連携による歯みがき習慣の確立
妊婦歯科健診を通じた普及・啓発活動の推進
8020 運動の推進

(3) 良好な食生活の維持

現状と課題

市の栄養調査などから、カルシウム不足や緑黄色野菜不足、塩分の過剰摂取などの実態が明らかになっています。

このような状況の中、生活習慣病を予防するためには、子どもの頃からより良い生活習慣や栄養、食生活の知識を身につけることが大切です。

毎日3食しっかり食べ、適正体重を維持するとともに、子どもの時からうす味に慣れ、バランスの取れた望ましい食生活を送ることができるよう、若い世代や子育て世代を対象とした普及・啓発活動を充実する必要があります。

施策の方向

子どもの頃からより良い食習慣を身につけさせるとともに、生活習慣病を予防し、生涯健康な身体を維持できることを目標に食事改善などを支援していきます。

広報紙やホームページ、健康づくりを担う地区組織(食生活改善部会)等を通じて、栄養の知識や健康料理レシピの普及に努めます。また、親子の食育教室などにおいて、若い世代へ生活習慣病予防の知識と郷土食や和食メニューの普及に努めます。

施策の展開

項 目
「食育」の推進
若い世代や子育て世代を対象とした普及・啓発活動の充実
専門職による健康栄養相談や健康教育の充実

(4) 適切な運動の実践

現状と課題

身体活動や運動をよく行っている人は病気になりにくく、死亡率も低いことが知られています。また、精神的にも生活の質の改善に効果をもたらすと言われていいます。高齢者においては、歩行などの日常生活における身体活動が、寝たきりを減少させる効果があるとされています。

このような中、多くの人が日常生活の中で無理なく運動が実施できるよう情報の提供や環境をつくることが求められています。

市では、各種スポーツ大会や健康教室等を継続的に開催し、市民の健康増進と意識の向上に取り組んでいますが、今後も継続して習慣的に実践できるような環境の提供が必要です。

施策の方向

日常生活の中で、適切な運動の実践に向けて、運動不足と生活習慣病の関連や、身体活動についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、基礎体力や身体活動を高める学習活動の推進や市内の体育館、運動施設などスポーツ施設の利用促進に努めます。

学校教育の場では、年間指導計画に基づいた保健体育指導のほか、各校独自の体力強化の取り組み（マラソン、なわとび大会等）を行っていきます。

施策の展開

項 目
各種イベント・大会の開催
正しい知識の普及・啓発
学校等との連携による学習活動の推進
市内の体育館や運動施設等の利用促進

(5) 心の健康づくり

現状と課題

心の健康とは、人がいきいきと自分らしく生きるために重要な条件で「生活の質」に大きく影響します。心の健康を保つためには、家族や周りの人とのつながりと、心身の疲労回復や十分な睡眠、ストレスと上手に付き合うことが大切です。

誰もがストレスと上手に付き合えるよう、ストレスへの対応方法の啓発や精神疾患等に対する情報提供、一人で抱え込まないための相談しやすい体制づくりなど健康を守る取り組みと、うつ病など心の病気の早期発見・早期対応への取り組みが重要です。

市では、講演会や弁護士相談などの心の健康づくり対策を充実させたことで自殺者が減少傾向にあります。働き世代の自殺者の割合が高くなっています。

施策の方向

心の健康づくりに向けて、講演会・シンポジウム、「心の健康づくりガイド」等を通じて不眠やストレスの対処法、うつ病や多重債務の対応と問題解決策について正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、弁護士による無料相談会の充実と湯上市自殺予防推進連絡会など民間団体と連携を図りながら、さまざまな悩みを抱え孤立している人の相談事業の充実と支援できる体制づくりを強化します。

若年層・働き盛り世代に向けては、ホームページに掲載している「こころの体温計」や企業に出向く出前講座等を活用して、心の健康づくりの情報を発信していきます。

施策の展開

項 目
睡眠やストレス解消法等の正しい知識の普及・啓発
情報提供の充実
民間団体・行政の相談窓口の充実
関係団体と連携した相談・支援体制づくりの強化
身近な人の気づき、声かけ、つなぎ、見守りの促進

2-2 生きがいづくりへの支援

(1) 生涯学習の推進

現状と課題

近年、社会経済情勢が急速に変化し、精神的な豊かさや自己実現を求める傾向が強まっている中であって、市民の生涯学習に対する意識は従来に増して高まりつつあり、ニーズも多様化・高度化しています。

このような学習意欲に的確に対応し、だれでも、いつでも、どこでも必要に応じて学ぶことのできる環境づくりが大切であり、生涯にわたって主体的、創造的に学習を続け、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、市民の生涯学習活動を積極的に支援する必要があります。

また、市民が学習活動によって得た知識・技術をより高度な学習活動や地域活動・まちづくり活動に生かしていける環境づくりを進めることも必要です。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 長寿社会の確立に向けて必要なこととして、「生きがいづくりを推進する（ボランティア活動、文化・スポーツ活動の促進など）」への回答が29.2%となっています。
- 市民座談会では、「高齢者が生きがいを持てる事業の推進についても進めてもらいたい。」といった意見をいただいています。

施策の方向

生涯学習環境の現況と課題、市民意識及び地域ニーズを明らかにし、総合的・計画的な生涯学習施策の取り組みを推進します。

地域社会への参加を通じた学習機会の充実と地域における学習活動を推進するため、公民館を活用したさまざまな教室を開催するとともに、新たな社会教育団体の育成支援に努めます。

また、市民が学習活動に参画する気運を高めるために、生涯学習プログラムガイドを発行するほか、社会教育指導員の配置と学習相談への対応、学習情報の提供に努めます。

施策の展開

項 目
生涯学習活動の推進
社会教育施設の整備
公民館事業の充実
図書館事業の充実
各種講座内容の充実
各地区公民館の活用
家庭・学校・地域の連携
地域活動参画のための情報提供や普及・啓発

(2) 就労・雇用の推進

現状と課題

就労は、社会参加の基本となる活動です。その人の適正に応じた仕事に就き、経済的な安定及びやりがいや生きがいを得ることは重要なことです。

近年の厳しい経済情勢のもと、非正規社員が正規社員と同じ仕事をする雇用の形態が進み、若年非正規社員が増加し社会問題となっています。

このような中で、若年非正規社員や未就労の若年者に対する就労支援が求められています。

また、団塊の世代が定年退職となり、継続して働く意思のある高齢者が増えている現状で、働きたい高齢者が働ける場を確保することが求められています。

障がいのある人の一般就労・定着支援については、就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実が課題となっており、秋田障害者職業センターや障害者就労支援施設と連携を図りながら、就労に向けた働きかけを進める必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 長寿社会の確立に向けて必要なこととして、「高齢者が働く場所を確保する」への回答が25.1%となっています。
- 障がいのある人に対し、やさしい社会をつくるために大切なこととしては、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」への回答が32.2%で最も多くなっています。

施策の方向

老人クラブ活動、シルバー人材センター活動の充実強化により、高齢者の地域社会への参加を促進するとともに、社会参加と生きがいを求める高齢者に請負労働の場の提に努めます。

障がいのある人への就労支援については、引き続き、秋田障害者職業センターや障害者就労支援施設との連携を図りながら、職業能力向上のための支援や就労に向けた支援を行うとともに、社会的・経済的な自立を促進するために、就労の場の確保や一般就労移行への支援に努めます。

また、ハローワークなどとの連携により雇用情報の提供に努めるとともに、就労相談体制の強化・拡充に努めます。

施策の展開

項 目
高齢者の就業機会の促進ための環境づくり
ハローワークなどとの連携による雇用情報の提供
労働、福祉関係機関や事業者などの連携の強化
就労相談体制の強化・拡充

3. 高齢期を支える総合的な支援の充実

3-1 高齢者が健やかに暮らすためのサービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

高齢者の多くは、介護等の支援が必要になっても住み慣れた地域・居宅で介護保険サービス等を利用しながら暮らし続けることを望んでいます。

そのような中、高齢者や障がい者など支援を必要とする人の増加により、福祉サービスの利用者は増加傾向にありますが、制度や仕組みの見直しに伴い、地域の中で必要なサービスを選択して利用できる環境が必要となっています。

また、地域の中で必要なサービスを利用者が選択して利用するためには、サービスの質・量ともに充実させることも必要です。

こうしたニーズを踏まえ、居宅サービスの量的確保、質の向上、サービスの多様性等に向けた取り組みを進めることにより、在宅での暮らしの可能性を拡大することが求められています。

今後も見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域から疎遠になることを防ぐため、社会福祉協議会や民生児童委員、福祉協力員等が協力して行っている見守りネットワークの強化・充実を図る必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 長寿社会の確立に向けて必要なこととしては、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」(37.8%)への回答が最も多く、一人でも安心して暮らせるための仕組みづくりが重要と考えられます。
- 「在宅福祉サービスを充実させる」への回答は24.3%となっています。
- 市民座談会においては、「介護サービスについて、国の施策方針が施設型サービスから在宅型サービスに転換しており、現実問題として、介護施設への入所ができない高齢者も多い。」「国では高齢者ハウスの建設を進めているようだが、何か高齢者が自宅に戻る際に、自宅内に居室(部屋)を作るための補助金等の計画は無いものか。」といった意見をいただいています。
- 市民座談会ではその他に、「高齢者の交通手段に関する施策の実施についても検討して欲しい。」「地域での買い物支援について検討してもらいたい。」といった交通弱者に対する支援の充実と希望する意見をいただいています。

施策の方向

高齢者や高齢者を介護する家族の身体的・精神的・経済的な負担などを軽減し、高齢者が在宅で生活ができるよう病気や身体の障がいにより支障がある家事等について、配食・買い物等の生活支援サービスを提供できるように関係機関と連携し支援していきます。

また、社会福祉協議会や民生児童委員、福祉協力員等が協力して行っている見守りネットワークの強化・充実に努めます。

平成 27 年度の介護保険法の改正により、介護予防訪問介護と通所介護は、市町村が地域の実情に応じ、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を活用したサービスを提供することとなったことから、市では、平成 29 年度からの事業実施に向け、多様なサービスの受け皿の整備や本市の特性を生かした取り組みを進めていきます。

施策の展開

項 目
家族介護支援事業の充実
介護ボランティア活動の強化
各種相談サービスの充実
配食サービス事業の充実
訪問や見守りを充実

(2) 施設福祉事業の充実

現状と課題

市では、医療法人に委託し生活支援ハウス運営事業を行っていますが、60歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に属する方、家族による援助を受けることが困難な方に対して、各種サービスを提供しています。

また、高齢者が家庭や地域で可能な限り要介護状態にならないように、健康づくりと社会参加を推進するための活動拠点として、「介護予防センター」「老人憩いの家」「創作館」「ことぶき荘」などがあります。

アンケート調査・市民座談会での意見

○長寿社会の確立に向けて必要なこととして、「老人ホームなどの入所できる施設を整備する」への回答が20.2%となっています。

施策の方向

今後も、医療法人に委託し生活支援ハウス運営事業を行っていきますが、事業の内容やサービスの充実を図ります。

高齢者のふれあいの場となる「介護予防センター」「老人憩いの家」「創作館」「ことぶき荘」について、引き続き、適正な維持管理に努めます。

施策の展開

項 目
生活支援ハウスの事業内容とサービスの充実
「介護予防センター」「老人憩いの家」「創作館」「ことぶき荘」の適正な運営

(3) 認知症施策の推進

現状と課題

高齢化の進行とともに認知症への不安を抱える方が増加している中で、認知症に関する正しい知識の普及、周囲の方々の理解、早期の治療の必要性が求められています。

市では、平成 26 年度より認知症地域支援推進員を配置し「もの忘れ相談会」を実施して、本人や家族の相談業務を充実させています。また、介護予防学習会等を通じて認知症サポーターを養成し、認知症の知識を深め、地域での見守り等の意識向上を図っています。

平成 27 年 9 月には、認知症の人やその家族が、どのような支援や医療、介護サービスを受けたらよいか理解でき、地域住民が認知症についての正しい理解を持ち、住み慣れた地域で支え合いができる手助けとなるよう「認知症ケアガイド」を作成し全戸配布しました。

このように、認知症に対する理解を深めてもらうための各種事業や情報提供などを行っておりますが、認知症の人やその家族等を地域で支援する環境の整備が十分に整っているとは言えません。

地域社会において認知症高齢者の自立生活を支えるためには、幅広い分野においての支援が必要であり、関係機関が連携したネットワーク体制の充実と広域的な取り組みを図る必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

○長寿社会の確立に向けて必要なこととして、「認知症に対する理解を深めるための情報を提供する」への回答が 16.8%となっています。

施策の方向

認知症になっても本人の意思が尊重され、一人ひとりにあった環境の中で暮らし続けることができるよう、関係機関が連携したネットワーク体制の充実を図り、支え合う地域づくりを推進します。（地域包括ケアシステム※の構築の実現）

また、国の政策「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」に基づいた「医療・介護連携による認知症の方への支援」、「認知症の予防」、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を柱に、高齢者やその家族等を地域で支援する環境整備を図ります。

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員を中心として、認知症の人やその家族への早期支援体制の充実、地域ケア会議の活用による認知症ケアの向上に努めるとともに、医療と介護の連携強化に努めます。

施策の展開

項 目
認知症地域支援推進員の配置
認知症サポーター養成講座の開催
認知症サポート医によるもの忘れ相談会の実施
認知症ケアガイドの普及
地域包括支援センターの相談体制の整備
地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用
消費者保護の関係機関との連携強化
地域包括支援センターの機能充実
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の活用
地域の見守りネットワーク、通報体制の整備

3-2 介護保険事業の推進

(1) 介護保険サービスの充実

現状と課題

今後、高齢化が一層進行する中で、介護保険制度※の持続性を確保しつつ、高齢者ができる限り要介護状態にならず、いきいきと暮らせること、また要介護状態になってもできる限り悪化を防ぎ、自立した生活を送ることができるよう、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

これからの介護について、住み慣れた自宅や地域で必要な介護サービスを利用しながら自分らしい生活を送ることができるよう、また在宅での生活が困難になった際には、必要に応じて特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設利用など、状況に応じた支援体制が求められます。

市では、65歳以上の第1号被保険者の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加しています。平成27年3月の認定者は1,928人ですが、平成37年度には2,900人を超えると推計されています。認定者の増加に伴い、介護給付費も増加し、保険料水準も上昇しています。適切な介護サービスを確保しつつ、保険料の上昇を抑えることが課題となっています。

地域包括ケアシステムにおいて、生活支援等サービスを実施するにあたり、地域のボランティア、自治会、老人クラブ等の多様な主体を活用して、高齢者を支援することとなっています。その中で、高齢者が支え手に回ることで、自立へ向けて、介護予防と生きがいづくりへつながることが期待されています。

アンケート調査・市民座談会での意見

○市民座談会においては、「介護サービスについて、国の施策方針が施設型サービスから在宅型サービスに転換しており、現実問題として、介護施設への入所ができない高齢者も多い。」といった意見をいただいています。

施策の方向

利用者に対する適切な介護サービスを確保しつつ、介護給付適正化事業を推進し、介護保険事業の健全な運営に努めるとともに、介護サービス提供の円滑化、適正化に向け、引き続き介護保険サービス事業者に対する指定及び指導を行います。

地域包括支援センターでは、高齢者の心身の状況や生活の実態などに応じて、介護保険制度※をはじめとする公的なサービスやボランティアなどの地域活動を含めた、さまざまな地域資源を有効に活用し、サービスを適切に提供できるよう関係機関との連携を支援していきます。

平成 27 年度の介護保険法の改正により、介護予防訪問介護と通所介護は、市町村が地域の実情に応じ、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を活用したサービスを提供することとなりました。

市では、平成 29 年度からの事業実施に向け、多様なサービスの受け皿の整備や本市の特性を生かした取り組みを進めていきます。

施策の展開

項 目
介護サービス体制の充実
介護給付適正化事業
介護予防・日常生活支総合事業
在宅医療・介護連携推進事業

4. 障がい者を支える総合的な支援の充実

4-1 在宅生活支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困りごと等について気軽に相談できる窓口の整備や、必要な時に必要なサービスを利用できる体制が不可欠であり、今後、相談支援・情報提供体制の一層の充実や必要なサービスの確保を図ることが求められています。

また、障がいのある人やその介護者等の高齢化による介護力の低下や施設から地域生活への移行、就労支援などさまざまな課題に対応したサービスの提供が求められており、地域全体で障がいのある人の生活を支えるため、地域の社会資源を最大限活用した基盤整備を進める必要があります。

障がい特性に配慮した災害時の支援や施設の整備の際などに、障がいのある人自身の意見などを施策等に反映させる仕組みづくりなども必要です。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 障がいのある人に対し、やさしい社会をつくるために大切なこととして、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」への回答が22.3%となっています。
- 市民座談会においては、「障がいのある人は比較的自宅に閉じこもりがちになるため、そういった問題への対策も必要と思われる。」といった意見をいただいています。

施策の方向

地域においてできる限り自立した社会生活を営むことができるよう、居宅介護（ホームヘルプサービス※）などの訪問系サービス、就労継続支援や生活介護、自立訓練などの日中活動系サービス、また地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な日中一時支援事業※・日常生活用具給付事業※などの地域生活支援事業を組み合わせ、総合的なサービスを提供できる体制づくりに努めます。

民生児童委員や社会福祉協議会とも連携しながら、地域の見守りや災害時の援助支援を行うネットワークづくりなど、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

施策の展開

項 目
相談機関や通所施設、学校、医療機関、ボランティア等のネットワーク形成
保健福祉・医療・教育・労働等の一体的なケアマネジメントの展開
自立生活支援基盤の整備
権利擁護の取り組みの推進
相談支援や移動支援、手話通訳等意思疎通支援事業の充実
手話奉仕員等の育成
障害福祉サービスの推進

4-2 障がい者の社会参加の促進

現状と課題

就労を望んでいる人や、入所施設を利用している方の中で地域での生活を希望している人も多くおりますが、実際に就労したり施設から地域生活に移行する障がいのある人は、ごく少数となっています。障がい重い人でも地域での生活が可能となるよう、さまざまな調整や問題解決を図るための相談援助を行うとともに、障がい特性に応じた医療やリハビリテーションなどの専門的な支援が必要となっています。

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で豊かで実り多い人生を送ることができるよう、多様なニーズに対応した生きがい対策の推進や社会参加を支える外出の支援、自立を促進する就労支援などが求められています。

また、障がいに対する差別など、権利の擁護や利用するサービスについての情報提供や障がいのある人への理解や共感を醸成する取り組みが必要です。

地域で自立した生活を送ることを望む障がいのある人に対し、自立のための各種支援を行って社会参加の促進を図る必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 障がいのある人に対し、やさしい社会をつくるために大切なこととして、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」への回答が32.2%で最も多くなっています。
- 市民座談会においては、「障がいのある人が働く雇用の場が非常に少ない状況にある。」「障がいのある人がスポーツをする場所が少なく、施設に相談しても貸してもらえないことがある。」といった意見をいただいています。

施策の方向

職業能力向上への支援や障がいのある人の社会的・経済的な自立を推進するために、関係機関と連携し就労に向けた支援を行います。

また、判断能力が不十分な人も地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）※やその他成年後見制度※を活用し、必要なサービスや援助が受けられるように支援するとともに制度の周知に努めます。

施策の展開

項 目
障がいのある人の権利を保障するための環境整備や理解啓発の推進
広報・広聴媒体の整備等による情報提供

5. 子育て支援の充実

5-1 子育て家庭への支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子育てに関わる環境が著しく変化してきています。また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、保育サービスや子育て支援に関する需要も増加し多様化しています。

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障する子育て支援が明確に位置づけられました。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子育て支援が必要な人たちを地域全体で支えるための取り組みが必要です。特に、乳幼児の保育サービスの供給体制の確保や子育て支援サービスの充実など、安心して子育てができるよう環境の整備を図る必要があります。

子どもが健やかに育つ環境の整備や地域のさまざまな資源を生かした子育て支援の充実、世代を超えた交流機会の拡充など、地域で支えることができる環境を整備する必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 安心して子どもを健やかに生み育てていくために必要なこととしては、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」(44.5%)、「延長保育や低年齢児保育等、保育サービスを充実する」(42.1%)への回答がともに4割を超えて多くなっています。
- 市民座談会においては、「病後児保育についても検討してもらえれば、働いているお母さんたちも助かると思います。」といった意見をいただいています。

施策の方向

子どもたちが地域の中で見守られながら健やかに育つことができるように、幼児期の質の高い保育の総合的な提供や、子ども・子育て支援の充実など地域の子育て力を強化するための施策の充実に努めます。

一時預かり事業や子育て支援センターの各種事業を通じ、保護者の子育て力を高めるための取り組みを進めるとともに、市民全体で子育てを支えていくための「ファミリー・サポート・センター事業※」を広く周知し、すべての家庭が安心して気軽に利用できる環境の充実を図ります。

施策の展開

項 目
多様な保育サービスの提供

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

子育て支援と同様に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれるような職場環境や社会の仕組みづくりが求められています。

現実の状況においては、男性は仕事中心の生活となっており、出産・育児に際して就業を中断する女性が依然として多いことが課題となっています。仕事と生活の両立を進めるには、保育サービスの充実や職場環境の改善など働き方の選択を含め、多様な取り組みの推進が必要です。

広報等を通じて取り上げる機会も増え、徐々にではありますがワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透してきていますが、まだ、目に見えて大きな効果があったとは言えない状況です。

施策の方向

子育て世帯の幅広いニーズに対応できる多様な保育サービスへの取り組みや高齢者に対する必要な援助や支援を進めることで、家事や育児、介護への男性の参画を促進していきます。

また、結婚や出産をしても働き続けられるよう、女性の雇用について事業者への啓発と助成制度の周知などを行います。

施策の展開

項 目
育児休業制度、男女の役割分担意識の見直しやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の啓発活動
女性の雇用について事業者への啓発と助成制度の周知

5-2 要保護児童への支援

(1) 子どもの虐待防止

現状と課題

少子化や核家族化による近隣関係の希薄化、保護者の孤立化や育児不安などが顕在化してきている中、子どもの尊い生命が奪われる悲惨な事件も発生しています。

これらの背景には、子育ての方法に不安がある場合、保護者・養護者などが病気などを抱えている場合、失業などで家庭が経済的に困窮し生活に不安がある場合などがあり、家族のおかれた状況のもと、弱い立場にある子どもが、虐待を受けてしまう傾向があることが原因と考えられています。

精神的、経済的、身体的に追い詰められ、虐待に及んでしまうケースが多いと言われていますが、虐待をしてしまう側への支援も虐待の早期発見と合わせ、早急な対応が求められています。

しかし、虐待は顕在化しないケースも相当数あると考えられ、早期発見のためには、虐待の現場に一番近い存在である地域住民の通告や通報が必要不可欠です。

そのため、市民が虐待や虐待の予防に関して正しい知識を持ち、虐待を発見した場合、通告・通報する義務があることを啓発するとともに、虐待を発見した場合には、ためらわずに通告・通報できる環境を整えるなど、地域ぐるみで虐待を見逃さない取り組みが必要となります。

施策の方向

要保護児童に対し適切に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携を強化し、虐待の未然防止・早期発見・迅速な対応とともに、保護者への指導及び支援に努めます。

施策の展開

項 目
児童相談所や学校などの関係機関との緊密な連携

(2) ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

近年、生活様式や婚姻に対する意識の変化から家族形態の多様化や離婚の増加などにより母子家庭や父子家庭のひとり親家庭は増加傾向にあります。

本市においても、子どもの数が減少傾向にあるにも関わらず、「母子家庭」「父子家庭」で養育されている子どもたちの比率は増加しており、今後も引き続き、増加することが予測されます。

ひとり親家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちです。子育てと仕事の両立など、家庭生活においても多くの問題を抱えています。虐待防止の観点からも、子育て機能が低下している家庭への支援を行うことや、ひとり親家庭等の自立支援を図ることなども視野に入れる必要があります。ひとり親家庭等の子どもたちが健やかに成長していける環境を確保するためには、総合的な子育て支援施策に合わせ、生活支援サービスの充実や地域全体で支える体制の整備と就業と自立への支援を充実する必要があります。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの将来がその生まれた育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に進める必要があります。

施策の方向

家庭児童相談員や母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立を促進するため就労相談、資格取得の助成、就労環境支援を充実するとともに関係機関との連携を強め、個別のニーズに応える体制の整備に努めます。

また、児童扶養手当や児童福祉医療費等の支給や母子生活福祉資金等の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進を図ります。

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、関係機関が連携の上、地域の実情に応じた具体的な支援の実施について検討します。

施策の展開

項 目
就労相談の充実
資格取得の助成の充実
就労環境支援の充実
関係機関との連携強化
児童扶養手当の支給
児童福祉医療費の支給
母子生活福祉資金等の貸付

(3) 障がい児施策の充実

現状と課題

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、身近な地域で安心して生活を送るために、多様なニーズに応じた一貫した相談体制の充実と支援が求められています。

障がいの原因となる疾病の早期発見や早期治療のためには、妊婦や乳幼児に実施する健康診査や学校での健康診断が大きな役割を果たします。

そこで、妊婦や乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。

さらに、発達の遅れや障がいが発見された子どもと保護者に対し、適切な医療や指導が受けられるよう支援することが大切です。

また、意識上の障壁を解消するには、幼児期から子ども同士を交流させることが大切です。障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに身近な地域でいきいきと安心して成長できるよう、保育所、幼稚園、学校等で連携を図り、障がいのある子どもの受け入れを推進することが重要です。

施策の方向

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進、障がい児の健全な発達支援や子育て家庭に対する育児相談、学習及び療育について適切な支援を行い、保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れを推進し、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

一人ひとりに応じた支援ができるように幼稚園・保育園・認定こども園での障がい児保育の環境整備を図ります。

また、必要に応じて関係者間でケース会議を実施し、情報の共有及び障がい児の早期発見・早期対応や、個々の障がいに応じた支援指導の充実に努めます。

施策の展開

項 目
障がい児保育の充実
特別支援学級の充実
家庭や関係機関との連携
乳幼児健康診査・健康相談及び訪問指導等の充実

(4) 学習援助の充実

現状と課題

小中学校に在籍する発達障害を含む障がいのある子どもたちを適切に支援することが求められていますが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合があります。

その背景として、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への教育的対応がますます求められていること、児童生徒の障がいの状態が多様化していることなどがあげられます。

このように、障がい児教育をめぐる状況が大きく変化している中で、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の展開が必要になります。

施策の方向

学習障害(LD)※、注意欠陥多動性障害(ADHD)※等の発達障害を持つ子どもに対し教育支援の充実を図るとともに、通常学級での支援体制の確立に努めます。

障がい児童生徒への学習支援の充実のため学校生活支援員及び学習支援員を配置し、障がいの状態や個々のニーズに応じた学校生活全般の支援を行います。また、早期からの一貫した指導支援のため、各校園の特別支援教育コーディネーターの連携を図り、支援員の研修の機会を確保するなど資質の向上に努めます。

さらに、大豊小学校通級指導教室において、市内各校の発達障害を抱える児童生徒の支援を推進するとともに、市教育支援アドバイザーが各校への指導助言にあたります。

施策の展開

項 目
発達障害を持つ子どもへの教育支援の充実
発達障害を持つ子どもへの通級学級での支援体制の確立
障がい児童生徒へ学校生活支援員及び学習支援員の配置
特別支援教育コーディネーターの連携協議や支援員の研修会を開催
通級指導教室の設置

5-3 子どもたちの生きる力づくり

(1) 子どもたちの健全育成

現状と課題

次代を担う青少年が、自他ともにかげがえのない存在であることを認識し、また社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・学校・地域が連携して青少年の健全育成に取り組む必要があります。

すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図り、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、健康で心豊かに成長することができるように、施策の充実が求められます。

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援法」が施行したことに伴い、国では「放課後子ども総合プラン」に基づいた、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的な整備を進めることとしているため、本市でも今後、検討する必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

市民座談会において、「施設での受入能力に見合った児童クラブの定員設定にして欲しい。」「放課後児童の子どもたちを預かる取り組みを充実させて欲しい。」といった意見をいただきました。

施策の方向

子どもの健全な育成を図るため、学校・地域と家庭が連携した活動の展開を促進するとともに、家庭教育に関する情報交換の機会創出や悩みごと、心配ごと相談などの相談体制の充実に努めます。

幼稚園・保育園と小学校の連携や小中学校の連携を推進し、就学前からの育ちの連続を大切にした取り組みを推進するとともに、PTA・子ども会・スポーツ少年団など地域の青少年育成団体の活動を支援し、心身ともに健康で、豊かな未来に希望を持った青少年の育成を推進します。

また、ボランティア活動の実践や地域の人々とのふれあいなど、各種の実践を通じて心の教育につながるような体験的な学習を推進します。

施策の展開

項 目
スポーツ活動の推進
子ども会活動の支援
児童館活動の推進
放課後児童クラブの運営
幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携
小中学校の連携

(2) 交流事業の充実

現状と課題

子育て家庭が安心して子育てできるように、地域社会全体で支援する体制づくりを積極的に推進し、子どもが健やかに成長できる環境づくりが求められています。

そのような中、子育て家庭及び児童が地域の中で孤立しないように、さまざまな人々との関わりの中で子育てをすること、児童が成長していくことが重要です。

さまざまな交流と地域連携による人と人とのふれあいや、つながりを重視した地域環境づくりを進める必要があります。

施策の方向

保育園や幼稚園、小中学校、各種施設において地域住民や各種団体の協力のもと、世代間交流や地域連携の促進につながるような取り組みを行っていきます。

施策の展開

項 目
世代間交流・地域連携の促進

6. バリアフリーと安全・安心のまちづくりの推進

6-1 バリアフリーの推進

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

現状と課題

高齢者や障がいのある人、子どもや子育て中の保護者などに配慮し、誰もが利用しやすい施設の整備が求められています。

そのためには、公共施設のみならず不特定多数の人が利用する施設についても、誰にとっても使いやすく快適なものとなるよう、バリアフリー化を進める必要があります。また、より多くの人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

これまでに、公共施設への障がい者用トイレの設置、歩道への視覚障がい者用のブロック敷設等が順次進められています。

しかし、対象物件があまりにも数多く、広範囲にわたっていることから優先順位を決めることは困難なことから、順次対応せざるを得ない状況にあります。

行政や民間企業等が協力しながら、すべての人にやさしい生活環境づくりを目指します。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 長寿社会の確立に向けて必要なこととして、「道路の段差解消や公共的な建物へのエレベーターの設置など、ひとにやさしいまちづくりを推進する」への回答は8.9%となっています。
- 障がいのある人に対し、やさしい社会をつくるために大切なこととして、「道路の段差解消や公共的な建物への障がい者用トイレ、エレベーターの設置などを推進する」への回答は13.2%となっています。
- 安心して子どもを健やかに生み育ていくために必要なこととして、「子ども連れでも安全で活動しやすい、ひとにやさしいまちづくりを進める」への回答は22.8%となっています。

施策の方向

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域でいきいきと活動し、安全で快適な生活ができるよう、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリー※社会の実現に努めます。さらに、公共施設のバリアフリー化についての啓発活動に取り組むとともに、公共性の高い建築物については、引き続き障がいのある人の利用に配慮した整備・改善を進めていきます。

地域のバリアフリーに関する要望を把握し、優先順位を決め順次改善していきます。

施策の展開

項 目
地域のバリアフリーに関する要望の把握
ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進

(2) 心のバリアフリーの推進

現状と課題

人権は、すべての人々に平等に尊重され擁護されなければなりません。

誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して地域で暮らすことができる社会を実現するためには、すべての人の個人の尊厳が大切にされ、誤解や偏見による心のバリアをなくし、共に生きる社会づくりが不可欠になります。

そのためには、一人ひとりの市民が思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを理解し尊重することが大切です。

しかし、福祉サービスを必要とする高齢者や障がい者等に対する正しい知識を持っている人はまだ少なく、地域における知的障がい者や精神障がい者に対する理解もまだ十分とは言えない状況です。

市民の障がいに対する理解の促進と、人権擁護意識等の醸成を図るため、積極的な情報発信を行う必要があります。また、各種福祉サービスを気軽に安心して活用できる環境と、市民一人ひとりの人権意識が高揚されるような取り組みが求められています。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 今後、地域の社会福祉を推進していくうえで重要なこととしては、「市民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心を持つこと」への回答が42.9%で最も多くなっています。
- 障がいのある人に対し、やさしい社会をつくるために大切なこととして、「障がいに関する理解を深めるための啓発・広報活動を積極的に行う」への回答は27.2%となっています。

施策の方向

あらゆる機会や場において、高齢者や障がい者等についての正しい知識や情報の提供を行うとともに、さまざまな交流の場を設け、互いに理解し偏見や差別をなくす取り組みの充実強化に努めます。

また、学童期から福祉教育やボランティア活動を推進するため、学校や社会福祉協議会との連携を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用して、障がいに対する理解促進に努めます。

障害者差別解消法（平成28年4月1日から施行）に伴い、障がいを理由とする差別の解消を推進するため相談窓口の開設など体制の整備を図ります。

施策の展開

項 目
啓発・広報活動の充実
交流機会の拡充

(3) 情報バリアフリーの推進

現状と課題

情報は、今日の社会生活において重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが必要な情報を得ることのできるまちづくりを推進することが求められています。

また、世の中の変化により市民が多様な問題を抱える中、「必要な情報を必要とする人が手に入れることができる」、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「相談しやすい仕組みづくり」は一層重要となっています。

情報は、生命や財産に関わることも多く含んでおり、正確な情報を確実に伝達する方法が模索されてはいますが、視覚や聴覚に障がいがあることにより、必要な情報の享受に制約を受けている人もいます。

今後、障がいのある人が適切に情報を得ることができる手段の確保や人材の育成、また、情報のバリアに対する認識を市民全体の問題として深める必要があります。

アンケート調査・市民座談会での意見

○市民座談会においては、「さまざまな施策・事業を実施しているが、すべての市民（末端まで）に事業の周知が行き渡っていないように感じている。」「インターネットを見ることができない、使用できない市民も多くいるため、そういった方への周知方法についても検討が必要と思われる。」といった意見をいただいています。

施策の方向

マスメディア*やＩＴ*の活用等により広く市民に情報提供するほか、福祉サービスの情報を必要としている人が情報を得やすいよう、アクセシビリティ*に配慮した情報提供の実施を検討します。

施策の展開

項 目
ホームページによる情報提供
すべての人に平等な情報提供する手法の検討

6-2 防災・防犯体制の充実

(1) 防災対策の充実

現状と課題

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすためには、地域住民相互の支え合い・助け合いが不可欠です。特に大規模な災害発生時には、行政の対応が即時に行き届かないことが想定されるため、自助（自分を守ること）、共助（隣近所と協力すること）など、地域における防災体制の構築が強く求められています。

地域では、高齢化や加入者の減少により、自治会などの活動が困難になってきていることに加え、個人情報保護の面から住民情報の把握が難しくなっています。

このため、市民が災害発生時に的確な対応がとれるよう、行政と地域が協力して災害時要援護者※の情報を把握し、共有する仕組みづくりと、避難施設の場所や避難方法などに関する情報を提供することと合わせて、日頃からの備えを啓発することも必要です。

災害や集中豪雨等の突然の災害に対処するため「湯上市地域防災計画」に基づき、資機材の備蓄等を行っていますが、防災にとって最も大切なのは、日々の備えとともに市民一人ひとりの心がけが大切です。

市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育を推進し、防災意識の高揚を図る必要があります。

また、自主防災組織※の育成と活動の充実・強化を図るとともに、自主防災組織と消防団との連携・強化も求められます。

アンケート調査・市民座談会での意見

- 地域社会の役割として期待される機能は、「災害時の助け合い」が64.2%で最も多くなっています。また、地域にある福祉施設と地域との関わりについては、「災害時の避難受け入れなどの支援」を期待する回答が41.4%となっています。
- 市民座談会では、「風向き関係なのか防災無線がまったく聞こえません。」「指定された避難場所までの道で未舗装の部分もあり、避難に支障をきたす恐れもあるため、その部分についての舗装等についても検討して欲しい。」といった意見をいただいています。

施策の方向

防災訓練を実施し市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織※の組織化の推進と活動を支援します。

地域防災力強化のため、資機材・設備等の充実、消防団員の適正確保、配置に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、関係機関と地域社会が連携し要援護者の支援体制を確立します。

また、迅速で効率的な救急体制を確立するため、消防署や医療機関など関係機関との連携を強化するとともに、救命救急の初期対応と蘇生率向上のため、救命講習会を開催し、市民意識の向上を図ります。

木造住宅耐震診断・改修補助事業の啓発普及を図ります。

施策の展開

項 目
防災行政無線のデジタル化の推進
急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害（特別）警戒区域の指定の推進と住民等への周知
県との連携による河川の増水対策工事
資機材・設備等の充実
災害時要援護者の救援等のためのボランティア体制等の整備
要介護の高齢者や障がい者に対応可能な避難所の拡大と医療供給体制の整備
全国瞬時情報システム（J-ALERT）や安否情報システムの活用
ボランティアを養成するための講座の開催
自主防災組織の育成と設立を促進

(2) 防犯体制の充実

現状と課題

近年、児童生徒が事件や事故に巻き込まれるケースの増加や、高齢者や障がい者を対象とした悪質商法や詐欺の被害も増えており、犯罪発生を防止するさまざまな安全対策を図る必要があります。

また、児童生徒や高齢者、障がい者に対する犯罪を地域の中で未然に防ぐ取り組みや関係機関との連携による対策を講じることも必要です。

全国的にも事件が組織化・凶悪化している傾向にありますが、市内でもオレオレ詐欺や振り込み詐欺などの特殊詐欺が発生しています。

地域の安全を守るためには、警察だけでなく、地域住民、行政がそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯体制を確立していくことが重要です。特に、住民同士のつながりが強い地域は、犯罪が起こりにくい傾向にあるため、地域ぐるみの防犯対策が求められています。

アンケート調査・市民座談会での意見

○市民座談会において、「今後、オレオレ詐欺対策についても、市における事業への取り組み・実施についても検討してもらいたい。」といった意見をいただいています。

施策の方向

防犯連絡協議会の活動を支援するとともに、警察との連携による防犯のための意識啓発活動や地域での安全対策、見守り活動を推進し、地域防犯体制の充実に努めます。

犯罪や交通事故を未然に防止するとともに、夜間の安全性を確保するため防犯灯の整備を推進します。

学校・保護者・地域社会が一体となってパトロール活動を進め、児童生徒の登下校や放課後の安全確保に努めるとともに、学校と地域などが協力して、市内に「子ども110番のいえ」を拡充し、安全な登下校ができるよう環境整備を進めます。

また、特殊詐欺の被害を未然に防止するため、高齢者世帯に自動通話録音機を貸与します。

施策の展開

項 目
防犯のための啓発活動の実施
自動通話録音機の貸与

6-3 暮らしの安全・安心の確保

(1) 消費者対策の充実

現状と課題

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など大きく変化しており、消費者トラブルや消費者被害の内容等も変化していることから、適切な助言が受けられる相談窓口の需要が高まっています。

また、消費生活に関する犯罪の手口は、年々巧妙化しています。市民がトラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する正しい知識や情報の普及啓発をより一層推進する必要があります。

施策の方向

すべての消費者の権利が尊重され、消費者が安心して商品やサービスの提供を受けられるよう、行政のみならず幅広い関係者・関係機関が力を合わせ、相談体制の充実を図ります。

また、若年層や高齢者に対し、悪徳商法や詐欺事件の被害を未然に防ぐための啓発活動を実施し、消費生活の知識を普及するとともに、被害にあった場合は関係機関等と連携してサポートします。

施策の展開

項 目
消費者相談の充実
消費者被害防止のための啓発活動の実施

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者世帯、認知症高齢者等が増加しており、日常生活に身近な金銭管理や消費契約等への社会的なサポートが必要になっています。

このような中、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）※の必要性は一層高まりつつあり、その需要はさらに増大することが見込まれています。

しかし、成年後見制度については、制度が十分に認知されているとは言えず、専門職後見人の不足も危惧されています。

誰もが安心した日常生活を送れるよう、人権に配慮し、権利を守る社会環境づくりが求められています。

また、全国的に高齢者や子ども等への虐待や配偶者等への暴力、さらには育児のストレスや介護・介助疲れによる虐待が、深刻な社会問題として顕在化しています。

虐待は人の尊厳を冒す重大な問題であり、虐待防止に向け社会全体での対応が求められています。

施策の方向

各種関係機関と連携を図り、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して成年後見制度※の専門的な相談、制度の広報普及や後見人等の選任申立ての利用支援を行い、利用促進に努めます。

また、地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守るために、乳幼児から高齢者、障がいのある人等への虐待防止体制を強化し、地域をはじめ関係機関と密接に連携して、早期発見・早期解決に取り組みます。

施策の展開

項 目
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）と地域包括支援センターとの連携
成年後見制度の広報普及
後見人等の選任申立ての利用支援

第5章：計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

■ 潟上市社会福祉協議会との連携強化

本計画は潟上市社会福祉協議会の「潟上市地域福祉活動計画」と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取り組みの状況などについて情報の共有化を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

○ 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

■ 行政内部における進捗評価会議の開催

本計画において行政に求められる取り組みは福祉分野に限られるものではなく、さまざまな分野において適切な取り組みを実施することが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内会議を開催します。

○ 庁内横断的な計画の進捗評価会議を開催

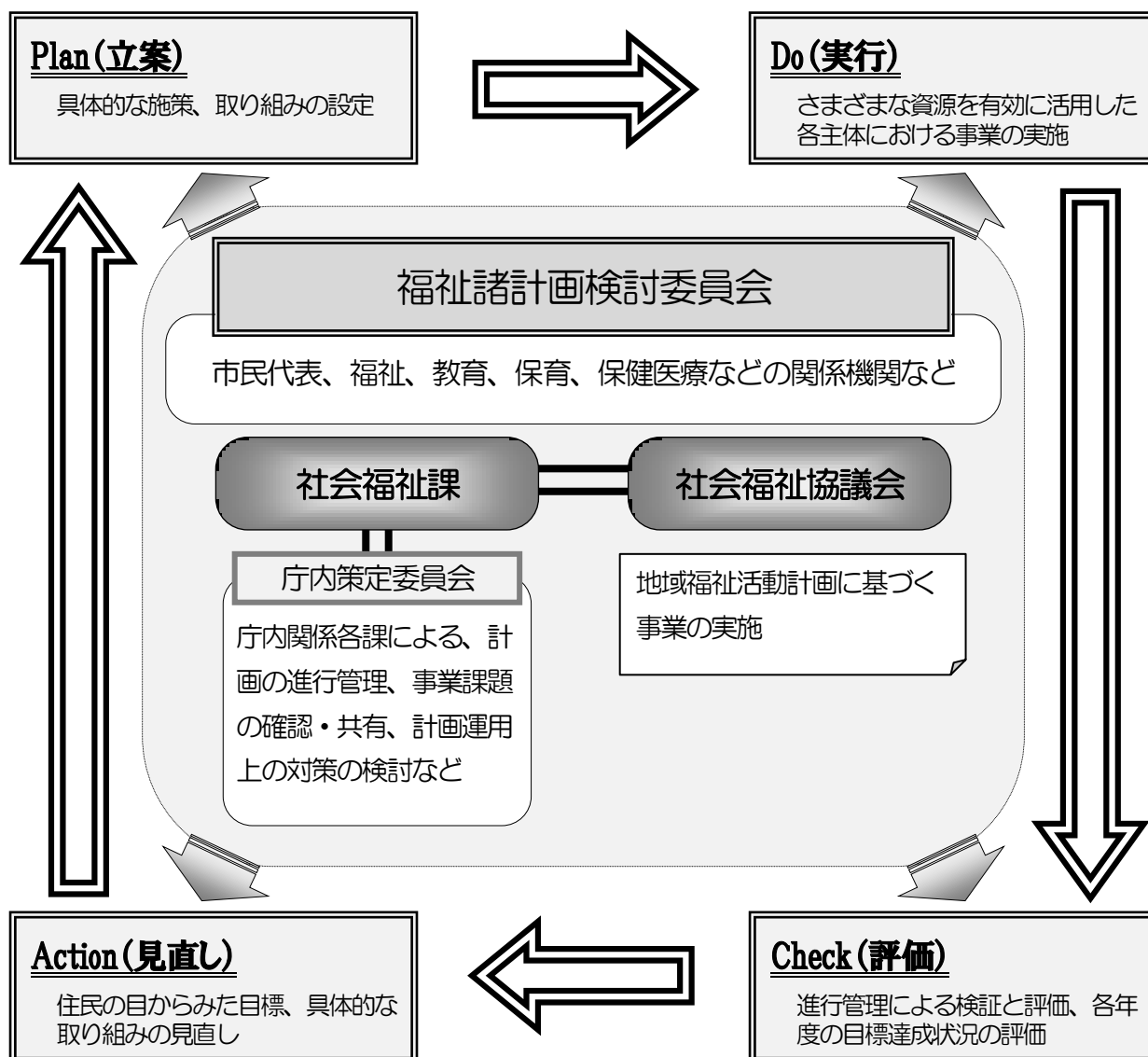
■ 市民参画による地域福祉推進のための組織を設置し、計画の進捗を評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い市民の参画を得ながら、市民目線で計画の進捗を評価し、市民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取り組みの見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、市民を含む地域の幅広い層から構成される「福祉諸計画検討委員会」を設置し、本計画の進捗や今後の方向性を含め、地域福祉のあり方について総合的に検証します。

○ 市民参画による「福祉諸計画検討委員会」において、地域福祉推進のための総合的な検証を実施

【計画の推進体制のイメージ】



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

2. 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取り組みを支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの市民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取り組みが活発に行われるように計画の周知に努めます。

市民座談会においても、「制度を知らずに、その支援からこぼれる市民が出ないように、各事業の周知のあり方についても再検討してもらいたい。」「すべての市民に事業の周知が行き渡っていないように感じている。」といった意見があり、計画そのものや関連する本市の諸計画、また各種計画のもとに進められている個々の事業について、本市が活用しているさまざまな媒体を活用して広く市民に周知します。

○ さまざまな媒体を活用し、わかりやすく情報の提供、計画の周知を図ります

資料編

1. 地域福祉計画策定に伴う市民座談会の概要

(1) 市民座談会の開催概要

地域福祉計画の策定にあたり、市民の皆さんの率直な意見をいただく場として、平成27年11月に市民座談会を7回にわたって開催しました。

開催概要は以下のとおりです。

■市民座談会の開催状況

開催日	開催場所	参加人数
平成27年11月10日（火）	昭和公民館	11名
平成27年11月11日（水）	湯上市多目的交流施設	10名
平成27年11月12日（木）	飯田川公民館	14名
平成27年11月13日（金）	勤労青少年ホーム	11名
平成27年11月16日（月）	出戸新町ことぶき荘	20名
平成27年11月17日（火）	天王公民館	25名
平成27年11月20日（金）	天王ことぶき荘	6名

地域住民の視点を大切に参加者主体で論議を深め、生活者として、普段考えていること、自分たちの地域に対する思い、行政に対して思っていることなどを、さまざまな立場の人が集まり、互いの立場を認めながら意見・要望をうかがいました。

(2) 市民座談会での主な意見・要望等

市民座談会における主な意見・要望を整理すると以下のようになります。

■市民座談会での主な意見

◆地域福祉の担い手の育成や支援の充実

- 自治会行事を開催しても若い世代の参加者は少ない。
- 民生児童委員の成り手がいない。
- ボランティアの成り手がいない。
- ボランティア活動について、こういった活動をするのか、より具体化した内容を提示のうえ、ボランティアを募集した方が集まりやすいのではないか。

◆地域での役割の明確化

- 市民座談会や地域で開催している介護予防教室等を含めて、地域で何を話したらよいものか、地域でどのように関わっていったらよいものか。
- 自治会・地域の団体がどのように関わって行けば良いのか、どのような関わりを期待しているのか。
- 自治会のあり方が難しい状況にあります。
- 市当局から地域・自治会に依頼されることが多すぎて、地域でも大変な負担となっている。

◆多様な地域づくりの推進

- 市全体でまちづくりに関する計画の策定が必要であり、福祉にとらわれず、まちづくりに関する全体での座談会等の開催も必要ではないか。
- 若い人を取り入れたまちづくりのプランをつくってもらいたい。
- 地域における地域住民の希薄化・親子関係の希薄化が顕著に見られるため、福祉計画において、地域や親子関係の希薄化を解決するような事業の実施はできないものか。

◆高齢者支援の充実

- 高齢者が生きがいを持てる事業の推進について進めてもらいたい。
- 介護サービスについて、国の施策方針が施設型サービスから在宅型サービスに転換しており、現実問題として、介護施設への入所ができない高齢者も多い。
- 高齢者となり、さまざまな地域活動が低調となってしまった。
- 単身で高齢者となり、生活困窮により生活保護受給となるケースも多い状況にあります。
- 国では高齢者ハウスの建設を進めているようだが、何か高齢者が自宅に戻る際に、自宅内に居室（部屋）を作るための補助金等の計画は無いものか。
- オレオレ詐欺対策についての取り組みについて検討してもらいたい。

◆障がい者支援の充実

- 障がいのある人が働く雇用の場が非常に少ない状況にある。
- 障がいのある人は比較的自宅に閉じこもりがちになるため、そういった問題への対策も必要と思われる。
- 障がいのある人がスポーツをする場所が少なく、施設に相談しても貸してもらえないことがある。

◆少子化対策の強化

- 少子高齢化社会のため、少子化対策事業にも重点を置いて計画を策定して欲しい。

◆病後児保育の充実

- 病後児保育についても検討してもらえれば、働いているお母さんたちも助かると思います。

◆放課後子ども対策の充実

- 施設での受入能力に見合った児童クラブの定員設定にして欲しい。
- 放課後児童の子どもたちを預かる取り組みを充実させて欲しい。

◆交通弱者に対する支援の充実

- 高齢者の交通手段に関する施策の実施について検討して欲しい。
- 介護タクシー及びデマンドタクシー等について、事前の予約が必要であるが、高齢者は急に状態が悪化し、受診しなければならないこともあるため、すぐに医療機関等に行ける交通手段等の確保・手段について、計画を含めて検討して欲しい。
- 地域での買い物支援について検討してもらいたい。
- 高齢者の買い物支援として、タクシー利用料金の補助等を検討してもらいたい。

◆取り組みの周知の強化

- すべての市民（末端まで）に事業の周知が行き渡っていないように感じている。
- 制度を知らずに、その支援からこぼれる市民が出ないように、各事業の周知のあり方についても再検討してもらいたい。
- インターネットを見ることができない、使用できない市民も多くいるため、そういった方への周知方法について検討が必要と思われる。

◆社会福祉協議会との連携の強化、庁内の連携の円滑化

- 市民は市と社協で行っている事業の区別がよくわからない。

◆その他要望

- 指定された避難場所までの道で未舗装の部分もあり、舗装等についても検討して欲しい。

2. 計画策定経過及び福祉諸計画検討委員会委員名簿

潟上市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
27. 5. 11	平成27年度第1回福祉諸計画庁内策定委員会 ○潟上市地域福祉計画策定方針（案）について
27. 5. 12	地域福祉計画策定方針を市長決裁
27. 7. 21	平成27年度第1回福祉諸計画検討委員会 ○潟上市地域福祉計画策定の概要について
27. 7. 1 ～27. 7. 24	潟上市地域福祉市民意識調査
27. 10. 14	平成27年度第2回福祉諸計画検討委員会 ○潟上市の現況について ○市民意識調査結果について ○次期計画における基本理念及び基本方針等について
27. 11. 10	市民座談会（昭和公民館） ○潟上市地域福祉計画（素案）の概要について
27. 11. 11	市民座談会（潟上市多目的交流施設） //
27. 11. 12	市民座談会（飯田川公民館） //
27. 11. 13	市民座談会（勤労青少年ホーム） //
27. 11. 16	市民座談会（出戸新町ことぶき荘） //
27. 11. 17	市民座談会（天王公民館） //
27. 11. 20	市民座談会（天王ことぶき荘） //
27. 12. 24	平成27年度第2回福祉諸計画庁内策定委員会 ○潟上市地域福祉計画（素案）について
28. 1. 14	平成27年度第3回福祉諸計画検討委員会 ○潟上市地域福祉計画（素案）について
28. 1. 29 ～28. 2. 12	地域福祉計画（案）に対する意見募集（パブリック・コメント） ○市役所・各出張所及びホームページ

潟上市福祉諸計画検討委員会委員名簿

No.	氏 名	所属団体・役職名等	備考
1	神 田 仁	男鹿潟上南秋医師会会長	
2	舘 岡 淑 子	潟上市民生児童委員協議会会長	副委員長
3	安 田 静 男	潟上市自治会長連合会会長 潟上市ボランティア団体連絡協議会会長	委員長
4	小 玉 喜久子	潟上市連合婦人会会長	
5	児 玉 長 榮	潟上市老人クラブ連合会会長	
6	伊 藤 和 男	潟上市身体障害者協会会長	
7	小 野 榮	潟上市健康生活推進協議会会長	
8	金 子 弥 生	潟上市子育てネットワーク協議会会長	
9	菅 原 哲	社会福祉法人正和会 地域密着型介護老人福祉施設施設長	
10	鈴 木 司	潟上市社会福祉協議会事務局長	
11	石 田 美和子	公募委員	
12	伊 藤 律 子	公募委員	

3. 用語集

【ア行】

■ IT

情報技術（英：Information technology、IT）とは、情報処理特にコンピュータなどの基礎あるいは応用技術の総称です。

■ アクセシビリティ

近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便などの意味を含む。現代では、広い種類の利用者が製品や建物、サービスなどを支障なく利用できる度合いを指していることが多くなっています。

■ NPO・NPO法人

住民が主体となって社会貢献活動・慈善活動を行う非営利団体・組織のこと。また、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき都道府県または国の承認を受けた団体をNPO法人といいます。

【カ行】

■ 介護保険制度

40 歳以上の人全員が被保険者（保険料加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則 10%）を支払って、介護保険サービスを利用する制度です。

■ 学習障害（LD）

学習障害（英：Learning Disability、LD）とは、複数形で表記されていることから分かるように、単一の障害ではなくさまざまな状態が含まれる。医学、心理学、教育学の分野にまたがって研究が進められ、それぞれで若干概念が異なっている。バランス感覚を欠き、身体の協調運動の困難を合わせ持つ子も多いため、リハビリテーション医学の分野でも研究が行われています。

■ ケアマネジャー

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等の取りまとめを行います。

■ ケースワーカー

自治体の生活保護申請窓口で、面接対応や保護の要否調査から、受給後の家庭訪問や就労指導まで保護費支給に関する業務全般を担当します。

■ 子育て支援センター

厚生労働省の通達に基づく施設で、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とします。

【サ行】

■ 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な人たち。一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人などがあげられます。

なお、平成 25 年に災害対策基本法の一部改正に伴い、災害時等において自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難を行うために支援を必要とする人として「避難行動要支援者」が位置づけられたが、本計画では避難行動要支援者を包含した概念として災害時要援護者を位置づけています。

■ 障害者相談支援事業委託事業所

障害者総合支援法第77条に定めのある、市町村が実施する地域生活支援事業の中の相談支援事業を事業所に委託し実施しています。在宅の障がい者や家族の地域生活に関する相談に応じて、保健・福祉などのサービスが総合的に受けられるように援助します。また、関係機関などと連絡・調整をして、自立や社会参加の促進を図ることを目的とします。

■ 自主防災組織

大規模な災害が発生したとき、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限に防ぐために、地域住民により自主的に結成された組織。日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練などを行ったり、また、実際に地震が発生したときには、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営を行うなど、さまざまな役割を担っています。

■ 成年後見制度

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護・支援するため、代理人等を選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所等の生活について配慮すること）についての契約や遺産分割等の法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。後見には後見・保佐・補助の3種類があります。

【タ行】

■ 地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した生活が送れるよう、その者の権利を擁護する仕組みです。

■ 地域包括ケアシステム

65歳以上の人口は、現在3000万人を超えており（国民の約4人に1人）、2042年の約3900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（平成37年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見

込まれています。

このため、厚生労働省においては、2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するものです。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。2025年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するものです。

■ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されています。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたります。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能します。

■ 注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥多動性障害（英：attention deficit hyperactivity disorder、ADHD）は、多動性（過活動）、不注意（注意障害）、衝動性を症状の特徴とする神経発達症もしくは行動障害です。

■ 超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が21%を超えた社会。また、高齢化率が7%以上を超えると「高齢化社会」、14%以上を超えると「高齢社会」とされています。

【ナ行】

■ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の「地域生活支援事業」に位置づけられており、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものです。

■ 日常生活用具給付事業

日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等に対し、市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つ。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

【ハ行】

■ バリアフリー

障がい者や高齢者等の社会的な生活弱者が社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた状態をいいます。

■ ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織である。日本では市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置される場合が多くなっています。

■ ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。この事業は働く人々の仕事と子育てまたは介護の両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し、設立が始まりました。

■ ホームヘルパー

在宅の高齢者や障がい者宅を訪問して、介護サービスや家事援助サービスを提供するホームヘルプ事業の第一線の職種です。介護サービスとは食事や入浴、排泄、衣服の着脱や移動などの支援です。家事援助サービスとは、調理、洗濯、掃除、買物などの援助や代行です。

■ ホームヘルプサービス

訪問介護員（介護福祉士及びホームヘルパーの資格を持った者）が利用者の自宅を訪問し、身体介護（利用者の入浴・食事など身体に直接触れて行う介護）や生活援助（買い物・調理・掃除・洗濯など身の回りのお世話）などを提供する訪問介護サービスです。

【マ行】

■ 民生児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

■ マスメディア

新聞社・出版社・放送局など特定の発信者から、不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞・雑誌・ラジオ放送・テレビ放送・インターネット・ブログなどのメディア（媒体）である。マスメディアにより実現される情報の伝達（コミュニケーション）が「マスコミュニケーション」です。

【ヤ行】

■ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

潟上市地域福祉計画

平成 28 年 1 月

発行

潟上市市民福祉部社会福祉課

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1

TEL 018-853-5314

FAX 018-853-5233

E-mail shakaifukushi@city.katagami.lg.jp